

会報

第 124 号

◇エッセー

大学生生活のあれこれ 森 圭一滋賀大学長

◇学長の国際交流

スウェーデン国大学学長団の来日

■諸会談議事要録

理事会

第 2 常置委員会

医学教育に関する特別委員会

学術情報特別委員会

教員養成制度特別委員会

入試改善特別委員会

教養課程に関する特別委員会

■予算・決算

■資 料

平成元年度大学及び高専卒業予定者に係る就職協定期日等について

理事及び監事総会互選要領の一部改正について

国立大学協会

平成元年6月

会報

平成元年6月 第124号

第39卷第2号通巻第124号

平成元年6月号

国立大学協会

●エッセイ		
大学生活のあれこれ	滋賀大学長 森 主一	5
●学長の国際交流		
スウェーデン国大学学長の来日	第 5 常置委員会	11

【事業報告】

園諸会議議事要録（平成元年 1 月～ 4 月）

理事会 (3. 8)	27
------------	----

会務報告

協議

平成元年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について

特別委員会委員の選任について

役員・委員の改選手続（案）について（地区代表理事の選出について／所属希望委員会に関する各学長への照会について／常置委員会の教員委員の選任について）

会長の選出について

各委員会委員長報告と協議

共通第 1 次学力試験および大学入試センター試験について

常置委員会及び特別委員会の見直しについて

各大学の平成 2 年度における入学者選抜第 2 次試験の実施方式・日程について

第 2 常置委員会 (2. 10)	36
-------------------	----

平成 2 年度大学入試センター試験の実施について

婦国子女特別選抜の取扱いについて

平成 2 年度国立大学入学者選抜における大学入試センター試験の成績の各大学・学部での取り扱いについて

推薦入学における複数受験について

身体に障害のある志願者に対する配慮について

第 2 常置委員会 (4. 13)	39
-------------------	----

平成元年度共通第 1 次学力試験の実施結果等について

平成 2 年度大学入試センター試験について

平成 3 年度大学入試センター試験の実施期日について

<ul style="list-style-type: none"> 国立大学における帰国子女特別選抜について 身体に障害を有する志願者と各大学との協議について 推薦入学における複数受験への対応について 平成2年度大学入試センター試験の追試験の試験場の設定について 「平成2年度の国立大学入学者選抜における大学入試センター試験の成績の各大学・学部での取り扱いについて(案)」について 「平成2年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」に係る協議事項について 	42
医学教育に関する特別委員会 (2. 6)	42
<ul style="list-style-type: none"> 医学教育に関する動向について 臨床研修における大学病院の位置づけについて 大学病院を中心とする臨床研修で改善すべき点について 臨床研修医の定員について 	
学術情報特別委員会 (3. 7)	45
<ul style="list-style-type: none"> 学術情報システムの整備計画について 委員の増員について 	
教員養成制度特別委員会 (3. 11)	48
<ul style="list-style-type: none"> 報告事項 調査の今後のすすめ方について 	
(第68回) 入試改善特別委員会 (4. 13)	50
<ul style="list-style-type: none"> 報告事項 「平成2年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」に係る問題について 平成2年度大学入試センター試験と平成元年度共通第1次学力試験の実施結果について 平成3年度以降の入学者選抜について 	
教養課程に関する特別委員会 (4. 27)	53
<ul style="list-style-type: none"> 大学審議会の審議状況について 「教養課程の改革」について 専門委員の退任と補充について 	

諸 会 合 (平成元年1月～4月末までの開催会議).....	56
--------------------------------	----

【予算・決算】

昭和63年度国立大学協会歳入・歳出決算	57
平成元年度国立大学協会歳入・歳出予算(案).....	58

【資 料】

平成元年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等 について	59
理事及び監事総会互選要領等の一部改正について	61

【そ の 他】

学長等の異動	62
--------------	----

編集後記

大学生活のあれこれ

滋賀大学長 森 主一

Essay

私が大学に入学したのは、1932年4月のことである。それから大学院や赤紙召集の軍隊生活を経て助手になったのが、1947年6月である。大学生活は軍隊生活を除いて入学から数えると52年、職員になった時から数えると37年になる。最近、静岡女子大学長を4年、滋賀大学長を間もなく6年勤めるので、学長の仕事を10年やることになる。

正直言って大分疲れた。齢77歳の老人（国大協の中では最年長の部類だろう）は、だまって消えていくのが自然の姿と思うが、平間事務局長のたっのおすすめで、何となしに筆をとることになった。そういう次第であるから、何か一つのテーマを取上げて、大上段の論陣を張るということはしないでいきたい。

長い大学生活の間に、あれこれ経験したことは多い。皆さんに教を乞いたいことも数多いが、その中からいくつかを取出して書いてみよう。

「くりかえし論」

まず学部長や学長をやっている時に、何か大きい計画などをまとめようとして、いつも困るというよりは腹が立つことがあった。それは議論のむしかえしである。事がらが長い期間をかけて論議をしなければならぬばあい、今まで論議の中に入っていなかった、たとえば若い人が、

論議の中に新たに入ってくることもある。そんな時、今までの経過をよく勉強してくれればよいものを、そんなことには頓着なく、いきなり論議に入ってきて、自分はそんなことは初めて聞く、という調子で疑問をなげかけてくる。その問題は長く論議してきて、すでにこれこれの結果に到達しているといっても、自分がなっとくするまでは承知しない。これが若くて、論議に初めて加わった人ならまだよい。いいかげんの年配者で、いわば自分が今まで関心がなかったのでよく知らなかったが、今関心がでた（あるいはそういう役割についた）段階で、不審に思う（あるいは気に入らない）ことがあるので発言したい、というようなばあいもある。その際、その人の言い出した事がらを議論しないと、民主的でない、という言葉さえ出てくる。私はこのような行動様式を、“おれが主義”といたい。おれが、おれがで、他人の存在が霞んでいる。しかしここで腹を立てては万事ぶちこわしである。忍びがたきを忍んで会議を続けることになるが、そのため時間がかかる。私からみれば、最終結着するまでに、しばしば非常にむだな時間を使うことになる。

議論の続く途中で、その問題を扱うのをあきらめることがあった。異論をとなえた人からみると、大変物分りがよい行動というふうに考えられたかも知れないが、実は本旨を変えたのではなく、さじを投げたのである。いわゆる管理者病を防ぐ1つの方法であった。

さじを投げた話をしたが、問題が非常に重大なとき、たとえば大学運営の重要なプリンシプルに関するようなときは、もちろんさじを投げ出すわけにはいかない。手を変え品を変え工夫し、ようやく目的に達することもあった。そんな時、終ってほっと息をつき、たしなむ一杯の味はまた格別であった。

以上のような次第で、大学における事の進行がおそいという批判がでる。誠にそのとおりである。石橋を杖でたたいて渡るようなことが多い。慎重もほどほどにしてほしいと思うことが、しばしばあった。およそ事にはプラスの面もマイナスの面もあろう。一般に、プラス面がマイナス面よりも多ければ、プラスの方向へ進んでよいのではないか。それを、マイナスが全くなくならなければ進まないというのでは、ほとんど全く進行はなく、何もできないことになるであろう。

さて国大協の皆さんも、おそらくこんなご経験は多いのではなからうか。こんなとき、何かよい打開の方法はないものでしょうか。

「伝統と改革」

上にのべたことと関連があるが、伝統と改革について、経験をのべさせていただきたい。大学で何かの改革をしようとするとき、しばしば伝統との関係が表面に出る。本学の伝統からみて、そのような改革はよろしくない、といった類の主張である。

私は人文、社会科学方面のことはよく分らないが、自然科学方面の人がこんな発言をした時には、その人の学問研究におけるプリンシプルが分らなくなる。自然科学では、伝統を乗り越えて進むところに、進歩発展があると思っている。伝統をたえず吟味、再吟味し、伝統をゆさぶり続けなければならない。もちろん伝統の立派な基礎は認めながら、その上に新しいものを建設しなければならないのである。新しいものが建設された後では、伝統は、少くも何ほどか修正、変容しているはずである。これが自然科学研究のプリンシプルであると思い、大学改革の諸事情もプリンシプルの上では変らないと思うのに（すなわち一元的立場）、どうも二次元的立場をとり、学問研究は学問研究、大学改革は大学改革、

とプリンシプルを変える人が居るのである。学問をする時は改革前進の姿勢をとり、大学問題を論ずる時は伝統保守の態度をとるのである。

詳しく吟味すればいろいろとむずかしい点があるかも知れないが、少くも自然科学者としては、伝統を尊重しつつも、それよりも大きい力を改革前進に注ぐべきものと思っている。皆さんの経験をお教え下されれば幸いです。

「生涯学習について」

生涯学習と大学の存立問題が脚光をあびようとしている。1992年頃の18歳人口が約200万であるのに、2,000年頃にはその3/4、すなわち約150万になるという。大変な変動である。私立大学方面ではその対策を真剣に練っているというが、われわれのような地方の小規模大学も、安閑としているわけにはいかない。

これは誰でも思いつく考えかも知れないが、ここで大学に対する常識的イメージを根本的に変えてはどうか、そのために法規等の改正が必要ならばそれをやってもらうことを考えてはどうか、と思っている。

つまり、学校の区別を、年齢によらないで、そこで修めるべき学問内容によって行ってはどうかということである。幼稚園から高等学校までは特に変わった問題はない。年齢の進行と学問内容の進行が、平行して進むからである。問題は大学および大学院であろう。

大学人の常識として、学部学生は18歳～22歳の人口を中心として構成され、たまに社会人を入学させるとしても、付けたりの数しかないということである。学部学生の入学資格の規程を見ても、けっしてそんな年齢構成を制限して認めたわけではないのに、実状は上のようになっている。これが大学人の学生に対する常識的イメージであろう。

このイメージを変えたいのである。大学の学部学生は、17～18歳から平均寿命の尽きるまでの人たちによって構成されると考えるのである。したがって、特に社会人とかいった区別はしない。年齢に拘わらず、一定の学力さえあれば入学を認める。大学にはいろんな年齢層の人が学んでいることになる。

何だ、そんなことか、それなら今も規程上はそういう状態が実現できるようにになっているのではないか、という声が聞えてくる。その通りであるが、大学人の常識、世間の人たちの常識はそうになっていない。18～22歳の若者は、親も世人も特別待遇をし、また大学人もそれに従っている。この常識を変えてはどうかと言っているのである。

なるほど学問をするのには、若い年齢はより適し、効率的である。その長所はどんどん利用したらよい。しかし一方、年配者も新しい勉強をしなければ、世の中の進展についていけなくなっているということも事実である。

年配者には家族があり、それを養っていかなければならないという事情もあるので、独身の若者とは世の中の処遇状況を変えねばならないであろう。たとえば企業等で働いているばあい、その勤務とか月給などをどうするか。これらの条件を乗り越えて学問をするには、それを可能にするような法規等の整備が必要であろう。

単に18歳人口が減少する対策としてだけではなく、むずかしい問題を含むと思うが、この機会に社会人の勉学条件の検討と整備を行ってはどうかと思っている。

「社会における若者の存在価値」

最近学生あるいは若者が、社会正義に燃えて、社会浄化について発言

し、また行動する姿をほとんど見かけない。この現象は、現在私が最も不可解に思っている事からである。日本の国でもかつての学生達はそうであったし、また外国の学生達は現在、少くも主観的には社会正義に燃えて、社会浄化のために立上って、行動している。その具体的行動の適否は二の次として、とにかく動くことによって、社会における存在を大きく示していることは事実である。

ところが日本の学生、若者達には、現在ほとんどそのような動きがない。現在の日本社会の実状から見れば、社会正義に燃えて、その浄化のために何らかの行動があってもよいと思うし、その条件は熟していると思うのに、びたりとして動きがない。

私に分からないのは、この際の若さの意義である。若さに特有の感受性を失ったのであろうか。入学試験の厳しさによる悪作用という人がある。個人が孤立し、他人を蹴落して自分だけの生き残りを計る習性が身につき、社会性がなくなったという人もある。そういうことが何程かあるとしても、若人の正義感是本性的なもので、社会浄化にむかって進む力は止むに止まれないものであると思うし、若者の社会における存在価値もそこにあると思うのに、どうしたことであらうか。若者が下手に大人びた時に、社会の浄化はうまく進まないのではないか。

またある人は、親などの利口な思考による抑止作用をあげるが、これはかつての学生達に対してもあったはずであるが、今は生活程度の向上により、昔より強くなっているのであろうか。中国でも親の抑止作用が強いということを知ったことがある。

とにかく私には解せない現象である。若者の心理や行動の専門家の教えを乞いたいものである。

スウェーデン国大学学長の来日

第5常置委員会

昭和63年度における国大協の「学長の国際交流」事業として、スウェーデン国の学長を招聘することとし、これについて文部省学術国際局国際企画課教育文化交流室を介し、人選や来日の日程等につき折衝を重ねてきたが、その結果、3名の学長が来日され、昭和63年11月20日より28日まで滞在された。

学長名とその専門分野、及び所属大学の概要は次のとおりである。(別紙Ⅰ)

なお、滞在中の日程は下記のとおりである。(別紙Ⅱ)

各大学・研究所訪問視察の概況(別紙Ⅲ)

◇筑波大学

◇高エネルギー物理学研究所

◇東京大学

◇早稲田大学

◇京都大学

◇東京医科歯科大学

◇東京工業大学

国立大学協会主催懇談会(別紙Ⅳ)

(別紙Ⅰ)

来日学長とその専門分野及び大学の概要

1. スウェーデン国大学学長招致者

(1) ルンド大学学長

HAKAN WESTLING (ホーカン・ヴェストリング)

1928年8月9日生まれ。

専門：臨床生理学

(2) ヨーテボリ大学学長

JAN NILSSON (ヤン・ニルソン)

1932年1月24日生まれ。

専門：数理物理学

(3) ストックホルム大学学長

INGE JONSSON (インイエ・ヨンソン)

1928年11月7日生まれ。

専門：比較文学論

2. 大学の概要

(1) ルンド大学

創立：1668年

所在地：ルンド

教官数：1,900名（教授数：260名）

学生数：23,000名

学部数：8（神学，法学，医学，人文学，政治社会科学，数学・自然科学，歯学，科学技術）

(2) ヨーテボリ大学

創立：1891年（1954年，国立大学となる）

所在地：ヨーテボリ

教授数：150名

学生数：22,000名

学部数：5（教養，社会科学，自然科学，医学，歯学）

(3) ストックホルム大学

創立：1877年（1960年，国立大学となる）

所在地：ストックホルム

教官数：1,760名（教授数：140名）

学生数：28,000名

学部数：4（人文科学，法学，社会科学，自然科学）

（別紙Ⅱ）

スウェーデン国大学学長招致日程

	行 動 計 画			宿 泊 先
	午 前	午 後	夕	
11月20日 (日)		13:50 成田着 (CA 925 便) 〔ヨーテボリ大学学長〕 〔ストックホルム大学学長〕		東 京 (ホテル ニュ ー・オータニ)
11月21日 (月)	10:00 上野駅発 10:45 土浦駅着 (ひたち15号) 11:20~14:45 筑波大学訪問	15:00~17:00 高エネルギー研訪問 19:35 土浦駅発 20:23 上野駅着 (ひたち44号)	17:30~19:00 高エネルギー物 理学研究所主催 夕食会	同 上
11月22日 (火)	10:00~13:30 東京大学訪問	14:00~16:00 早稲田大学訪問		同 上

11月23日 (水) (祝)	9:36 東京駅発 12:15 京都駅着 (ひかり 303号)	14:00~18:00 京都文化財見学	18:30~20:00 京都大学主催 夕食会	京 都 (都 ホテル)
11月24日 (木)	10:00~13:15 京都大学訪問 [10:50 ルンド大学長,	14:05 京都駅発 16:48 東京駅着 (ひかり 324号) 17:15~17:45 日本学術振興会訪問 成田着 (LH 712便)]	18:00~20:00 日本学術振興会 主催夕食会	東 京 (ホテル ニュ ー・オータニ)
11月25日 (金)	10:00~14:30 東京医科歯科大学訪問	15:00~17:00 文部省訪問(プリーフィ ング及び学術国際局長表 敬)	19:00~ 文部省学術国際局 長主催夕食会	同 上
11月26日 (土)	10:00~13:30 東京工業大学訪問	15:20~16:15 国立劇場観劇		同 上
11月27日 (日)	[帰 国 準 備]			同 上
11月28日 (月)	10:00~12:30 国立大学協会主催 懇談会(竹橋会館)	12:40~14:00 懇親会(竹橋会館) 14:30~ (ホテルにて小憩)	21:30 成田発 (SK 980便)	

(注) ルンド大学長は11月24日来日。同日の日本学術振興会主催の夕食会より同日程に合流。

(別紙Ⅲ)

各大学・研究所訪問視察の概況

◇ 筑波大学

1. 日 程

昭和63年11月21日(月)

10:45 ひたち15号土浦駅着(国際交流課長出迎)

11:15~11:30 懇談(於 学長室)

[出席者] 阿南学長, 徳丸副学長(国際担当)

五十嵐事務局長, 村松国際交流課長

11:30~12:00 大学紹介映画の上映(於 本部棟ゲストルーム)

12:10~13:10 昼食会(於 トレモントホテル)

13:20~15:00 学内施設見学

①ストックホルム大学長

○ 図書館見学/柳沼附属図書館長

○ 学術情報処理センター見学/安達センター長

②ヨーテボリ大学長

○ プラズマ研究センター見学/三好センター長

○ 加速器センター見学/山内センター長

○ 朝永記念室見学

15:00 離学（筑波大学→高エネルギー物理学研究所送り）

2. 懇談等概要

1) 阿南学長との懇談では、両国の高等教育制度についてのほか、資源、エネルギー問題等、幅広い課題について懇談が行われた。

2) 学内視察では、各人の専門に応じ、それぞれ分かれて視察いただいた。

ストックホルム大学長は、附属図書館及び学術情報処理センターを訪問し、本学のコンピュータシステムに強く関心を示された。

ヨーテボリ大学長（専門：物理学）は、プラズマ研究センター及び加速器センターを見学され、本学における高水準の研究の現状に関心を示された。また、1965年にノーベル物理学賞を受けた故朝永振一郎教授の記念室を熱心に見学された。

◇ 高エネルギー物理学研究所

来訪者氏名 Jan Nilsson（ヨーテボリ大学学長）

Inge Jonsson（ストックホルム大学学長）

大森圭子（東京大学国際交流課）

来訪日時 昭和63年11月21日（月）15:00～19:00

日 程 15:00～15:30 研究所概要説明及び懇談

出席者：菊池副所長、菅原総主幹、浮田管理部長、神代研究協力課長

15:30～17:00 施設視察 放射光実験施設、トリスタン富士実験室

案 内：菊池副所長

17:00～19:00 夕 食（筑波第一ホテル「筑波嶺」）

出席者：菊池副所長、菅原総主幹、浮田管理部長、神代研究協力課長

19:35 土浦駅発「ひたち44号」で帰京

概 要

午後3時研究所に到着。研究本館特別会議室において、本研究所の組織、施設の概要、外国人を含む共同利用の現状等について説明、質疑応答及び懇談を行った。その後、菊池副所長の案内により放射光実験施設、トリスタン富士実験室を視察された。今回、来訪された学長のうち Nilsson 氏は物理学者であることから、かなり専門的な質問があった。従って、物理の専門用語については Nilsson 氏が、もう一人の Jonsson 氏にスウェーデン語で詳しく説明する場面も、しばしば見られた。

見学ののち、筑波第一ホテルに移り、夕食を共にしながら、引き続き懇談を行った。懇談の内容はまず、日本及びスウェーデンにおける物理学、特に高エネルギー物理の現状についてであった。スウェーデンは自国には大型加速器を持たない（ウプサラにシンクロトロンはある）が、ヨーロッパ合同原子核研究所（CERN）に加盟しており、共通の話題が多かった。また、Nilsson 氏は、国際純粋・応用物理学連合（IUPAP）の Secretary であり、このところ南アフリカに対するビザ発給の問題については、日本に対する IUPAP の厳しい立場を伝えている人であるが、この件については詳しくは

触れなかった。^{*}

次に、スウェーデンと日本の教育制度、入試制度等についても、話し合ったが、人口や国土の面積などの自然条件が非常に異なることから、これらの制度についてはかなり相違があるようである。例えば、スウェーデンの大学の運営方法については、学生も正式に学長選出に関与するし、入試についても、スウェーデンでは高校での成績によって大学への入学資格を与える点、米国に似通っており、日本の入試は世界の中でかなり特異な状況にあるといえる、等である。また、学問や専攻分野についての考え方については、両国の国民の価値観にかなりの差が感じられた。

夕食は日本料理であったが、その材料や料理方法などにかかなり強い興味を示され、細かいところにもまで質問をされるので、説明に悩まされることがたびたびあった。概要説明から施設見学及び懇談を含めての4時間は、またたく間に過ぎ、午後7時過ぎ帰途に着かれた。

今回の来訪は短時間ではあったが、実際に研究施設を視察してもらったことによって、高エネルギー物理学を始め、日本の学術研究の現状を理解してもらうのに有益であったといえよう。また、これらの懇談を通して、両氏の深い学識と誠実な人柄、さらには日本を理解しようとする積極的な姿勢に接し、両国の学術研究の相互理解のみならず、これからの学術の国際交流を進めていく上で、非常に有意義であった。

* この件については後日、Nilsson 氏の日本滞在中に、日本物理学会や日本学術会議の有志が同氏と昼食を共にして懇談を行ったが、相互理解の上で極めて有益だったようである。

◇ 東京大学

昭和63年11月22日（火）、スウェーデンのヤン・ニルソン＝ヨーテボリ大学学長及びインイエ・ヨンソン＝ストックホルム大学学長が本学を訪問された。

両学長は、10時に本学に到着され、総長室において森総長及び関口総長特別補佐と約1時間懇談された。

懇談は、まず各大学の概要についてそれぞれ説明の後、スウェーデンと日本との間の学術交流の一つとして、東京大学とストックホルム大学の間で学術交流協定が結ばれており、昭和62年にストックホルムで、昭和63年は東京（伊豆）で共同シンポジウムが開かれたが、その両シンポジウムに参加した関口特別補佐からシンポジウムの概要が話された。

11時からキャンパス（図書館、総合研究資料館等）視察の後、ニルソン学長は理学部長室、ヨンソン学長は文学部長室を訪問され、藤田、戸川各学部長と懇談された。

12時20分から本郷キャンパス内の山上会館特別室において森総長主催の昼食会が開かれ、有馬・関口両特別補佐、戸川文学部長及び藤田理学部長が同席し歓談の後、午後1時30分早稲田大学へ向かわれた。

◇ 早稲田大学

昭和63年11月22日（火）午後2時に、ヤン・ニコルソン・ヨーテボリ大学学長及び、インイエ・ヨ

ンソン・ストックホルム大学学長が早稲田大学に到着された。

大隈会館特別室にて約1時間にわたり懇談を行った。本学側からは、教務部長兼国際交流センター
所長川瀬教授，社会科学部教授であり社会科学研究所スウェーデン部会代表である岡澤教授，国際交
流センター小林調査役，同センター職員らが同席した。

まず，川瀬教授から早稲田大学の概略説明があり，岡澤教授がスウェーデン語に通訳し，さらに日
本の大学の状況等の簡単な説明を行った。

両学長とも，日本の大学間との学生交流のご意向をお持ちのため，本学における海外の協定先大学
・学生の授業料・奨学金・学生寮の有無・外国人留学生の日本における生活費等について質問される
と共に，本学の日本語研究教育センター及び国際部の授業について特に関心を示された。

懇談後，国際交流センター小林調査役及び同センター職員が両学長を本部キャンパスにご案内し
た。図書館では，現在開発中の情報検索処理システムについて，実際に操作しながら館員が説明し，
その他閲覧室等を見学された。また，演劇博物館では学芸員が，能・文楽・歌舞伎等日本の伝統芸能
の解説をしながら両学長に館内をご案内し，常設展と特別展をご鑑賞いただいた。

以上，予定の2時間を終え，両学長は午後4時に宿舎のホテルへ向かわれた。

◇ 京都大学

11月23日（水）

12：15 京都到着

都ホテルチェックイン 昼食，休憩，市内観光

（一行3名で行動）

18：00 都ホテル迎え

総長主催夕食会（於 吉田山荘）

西島総長

西島（基礎研）所長

及川国際交流課長

20：00 終了，ホテル送り

11月24日（木）

9：50 ホテル迎え，チェックアウト

総長表敬（於 総長室）

西島（基礎研）所長（総長代理）

及川国際交流課長

10：40 終了

10：50 基礎物理学研究所訪問

関係教官との懇談及び湯川記念館見学

西島（基礎研）所長，牧，高山各（基礎研）教授

及川国際交流課長

11:50 終了

12:00 昼食会（於 京大会館）

本学側 同上

13:15 終了

京都駅見送り

14:05 （ひかり324号）東京へ

西島総長との懇談は、昭和63年11月23日（水）午後6時30分より約2時間にわたり、京都大学本部キャンパスに程近い吉田山荘において、夕食を共にしながら行われた。

両大学長は先ず、本日の忙しいスケジュールの中、短時間ではあったが、市内を見学し、清水寺、平安神宮、三十三間堂をそれぞれ訪れることができた印象を語った。

ヨーテボリ大学長は自然科学、ストックホルム大学長は人文科学の各々専門の立場から京都大学の教育、研究体制と現況についてかなり詳細な質問が出され、また、それに対し活発な応答が行われた。

これらの話題は、日本の高等教育制度の問題、また、その国際的視野における教育・研究体制の位置付け等についても言及することとなった。そして、ヨーロッパの大学事情に関する情報交換も行いながら、西島総長が去る11月4日にケルン大学で举行された、同大学創立600周年記念式典に出席して、外国大学長の1人として祝辞を述べたことを付言した。

夕会長での両学長は京都の歴史、風俗、習慣等についても深く興味を示し、特に、西島総長からの京料理についての説明に熱心に耳を傾けていた。

翌24日（木）は、総長の都合により、基礎物理学研究所長の西島教授が総長に代って表敬を受けることとなった。

総長室において約30分、本学の概要説明をはじめとして、各研究所、センターについてその設立経緯、活動上の特色が述べられた。これに対して両学長は特に研究所の歴史と研究動向について関心を示し、専門的質問を交えて、盛んに意見交換が行われた。

引続いて、学内見学に移ることとなり、ノーベル賞受賞で名高い湯川記念館を訪問した。基礎物理学研究所正入口にある初代所長湯川先生の胸像を拝見した後、記念館において約1時間、西島所長ならびに牧、高山各教授と懇談した。

その話題は同研究所の歴史、研究分野と活動状況が中心であったが、記念館で保存、展示している湯川先生の数々の写真に大いに感心し、特に自筆原稿をお見せして、それを手にされたときの両学長は感慨深げに、英語に混じって独語でも書かれているなど感想をもらしながら一字一句丁寧に見入っていた。

この後、文学部博物館で開催されていた「室町戦国時代の武士」の展示会と同館所蔵の考古学関係の発掘品を熱心に閲覧して、予定時刻に京都駅へ向かわれた。

◇ 東京医科歯科大学

1. 日程

昭和63年11月25日（金）

9：40 ホテルへ出迎え

10：10～11：00 懇談（於 学長室）

（出席者） 加納学長，中谷医学部長，鈴木医学部附属病院長，久保田評議員（歯学部長代理），高野教授（医学部国際交流委員会委員），黒田教授（歯学部国際交流委員会委員長）

（陪席者） 篠田庶務部長，藤崎庶務課長

11：00～12：50 学内視察

（歯学部）…①視聴覚総合編集室②保存示説室・実習室③顎口腔総合研究施設・顎口腔機能研究部門④同・顎顔面発生機構研究部門⑤歯科麻酔科外来⑥歯科矯正科外来<案内者：黒田教授・本橋講師>

（医学部）…①生理学第1・2講座②難治疾患研究所・循環器病部門<案内者：高野教授・神野教授>

（医学部附属病院）…①集中治療部②手術部③病室④病院長室

（パネル等により病院の将来計画等を説明）<案内者：鈴木病院長>

13：00～14：30 昼食会（於 山の上ホテル）

（出席者） 加納学長，鈴木病院長，久保田教授，高野教授

14：30～ 文部省へ

2. 懇談等概要

(1) 学長室での懇談は，先ず学長の歓迎挨拶に続き，鈴木病院長から本学出席者の紹介があり，ついで配付資料，パネル，模型等により，本学の概要及び将来計画等の説明があった。

なお，スウェーデン国大学長から教養部のカリキュラム等について質問があった。

(2) 学内視察時の印象としては，次のとおりである。

① 歯学部関係では，歯学教育・研究における基礎の重要性，視聴覚教育施設の意義，附属病院各診療科の診療技術・診療設備・診療体制の充実等について感銘を受けておられた。

② 医学部関係では，生理学第2講座において心臓機能や神経活動を光学的に測定する方法と装置に特に関心を持たれた。

③ 医学部附属病院関係では，検査部，ICU（重点病棟），心臓外科病棟（2病棟2階）を回られ，検査部では，血液自動解析装置を見学し，心臓外科病棟では心筋梗塞患者の外科手術及び生後3カ月複雑心寄型の根治手術症例に特に興味を示された。

また，補助人工心臓にも深く興味を持ち，日本の心臓病患者の動向と欧米の差異に深い関心を寄せられた。

◇ 東京工業大学

昭和63年11月26日（土）午前10時～午後1時30分

10：00～11：00 学長表敬及び懇談（於 学長室）

（出席者） 田中学長，森村理学部長，早川工学部長，春山国際学术交流委員会
委員長，安藤事務局長，山口研究協力部長

11：00～11：30 テレビ会議室見学

11：30～12：00 総合情報処理センター見学

12：00～12：15 百年記念館特別展示室見学

12：15～13：30 昼食会（於 百年記念館土光記念応接室）

（出席者） 上記メンバー

懇談は，東京工業大学の概要説明から始まり，続いて，大学院教育，留学生，大学経費等について活発な質疑応答が行われ，大学と産業界との関係に多大な関心を示された。

懇談終了後，青山国際学术交流委員会委員長の案内でテレビ会議室及び総合情報処理センターを見学した。三学長とも熱心に担当者の説明に耳を傾け見学をしていた。テレビ会議室では，清水康敬教授の説明後，光ファイバーにより接続されている長津田キャンパスのテレビ会議室に待機していた担当者と対話を行った。また，総合情報処理センターでは，昭和63年10月中旬に供用開始されたスーパーコンピュータに深い興味を示された。

引き続き，昭和62年11月にオープンした百年記念館において本学の歴史を記念した貴重な資料が展示されている特別展示室を見学した後，土光記念応接室で学長，理学部長，工学部長等と昼食会を行った。13時30分に散会し，三学長は宿舎のホテル・ニューオータニに帰られた。

（別紙IV）

国立大学協会主催懇談会

日 時 昭和63年11月28日（月）10：00～12：30

場 所 竹橋会館・白鳥の間

出席者 （スウェーデン国国立大学学長）

ホーカン・ヴェストリング（ルンド大学長）

ヤン・ニルソン（ヨーテボリ大学長）

インイエ・ヨンソン（ストックホルム大学長）

（公立大学協会）

矢 吹 萬 壽（大阪府立大学長）

（国際交流基金）

光 田 明 正（常務理事）

(文部省)

西村元彦(大臣官房審議官・学術国際局担当)

(国立大学協会)

森 亘(東京大学長・国立大学協会会長)

田中郁三(東京工業大学長・国立大学協会副会長)

長 幸男(東京外国語大学長・第5常置委員会委員長)

鈴木省三(帯広畜産大学長)

渡部美種(秋田大学長)

菅野昌義(長岡技術科学大学長)

角田 稔(電気通信大学長)

太田正光(名古屋工業大学長)

森 主一(滋賀大学長)

藤永 太一郎(奈良教育大学長)

長谷川 善一(東京外国語大学事務局長)

平間 巖(国立大学協会事務局長)

(通訳)

水越直子

森国立大学協会会長の司会の下に開会。

初めに会長より次のような挨拶が述べられた。

文部省と国大協の共同事業として、毎年外国より大学学長を招致し、日本の教育研究・学術・文化等を視察する機会を設けていますが、本年はスウェーデン国より3名の学長団一行をお招きすることができ大変に喜んでおります。短期間の訪日中、多くの大学・機関を訪問され、先生方にはお疲れのことと存じますが、本日午後の帰国を前に、日本側の関係者の方々との懇談の機会を設けました。

なお、本日は特に議題を設定しておりません。スウェーデン国大学学長の方々より、日本訪問の印象なり、私どもに対する要望なりをお伺いするとともに、日本側の出席の方々からも、スウェーデンのことに限らず、広く国際交流の問題等について積極的なご発言やご質問をいただければ幸いと存じます。

続いて、日本側出席者の自己紹介があった後、スウェーデン国大学学長より次のような挨拶が述べられた。

(インイエ・ヨンソン/ストックホルム大学長)

創立後、約100年を経たストックホルム大学の学長をしています。

私の大学は医学、歯学、社会科学、自然科学等の学部の他、オペラ歌手・写真家・俳優の養成等、非常にユニークな教育もしています。また、私の専門は比較文化で、主に18世紀のヨーロッパ文化の研究をしています。我が国の国立大学では、私が唯一の人文分野出身の学長で、その意味で深い責任を感じています。

(ホーカン・ヴェストリング／ルンド大学長)

私の専門は臨床生理学ですが、最近では学長の職にあるため自然科学分野から人文社会科学分野に至るまで幅広い範囲にわたり関心を持つようになりました。なお、スウェーデンの学長会の会長は、都合により今回来日することができず、皆様方に宜しくお伝え願いたいとのことでした。

(ヤン・ニルソン／ヨーテボリ大学長)

スウェーデンには6つの国立の総合大学があり、ヨーテボリ大学はその内の一つで、我が国の西部の造船で有名な町にあります。最近では、日本の大学との国際交流も増えてきておりまして、私の大学でも、日本で活躍できるビジネスマンの養成も含めて、ビジネス・スクールの設置を検討中であります。

以上のような挨拶があった後、概ね次のような意見交換があった。

(○はスウェーデン側、◎は日本側の出席者の発言)

- スウェーデンには国立大学の他に、リージョナル大学¹ (Regional University) がありますが、それらの大学は Ph. D の課程が未設置のため、現在その設置に向け、基礎的学問分野の整備充実を図る等の努力をしています。しかし、資金不足や教官の獲得等の問題があり、大変苦勞しています。日本は96校の国立大学が設置されていますが、資金面等の現状や問題点をお伺いしたい。
- ◎ 日本には国公立大学が合わせて約450大学あります。その内訳は、国立大学96校、公立大学36校で、大部分は私立大学です。文部省は私学に対して約2,400億円の補助金を支給しています。また、国立大学に対しては1兆8,000億円の予算措置を講じていますが、その配分方法は教官当積算校費、学生当積算校費等の形で、大学の規模により配分しています。なお、日本では最近5年間マイナス・シーリングが続き、総額は増加していませんが、毎年人件費は増加していますので、大学予算に占める人件費の割合も6～7割と高率になってきているのが問題点の一つです。
- ◎ 貴国では、国家予算の他に、民間からの資金の寄附が多いと聞きますが、その大学予算の中に占める割合をお伺いしたい。
- 政府予算が85～90%を占め、大学はその予算を教育と研究に平等に使用しています。この他、国の研究機関及び他の省庁からの資金、また民間からの寄附等があります。政府予算以外の予算に占める民間からの寄附の割合は、技術系の大学は10%程度と比較的高いが、その以外は5%程度です。
- ◎ リージョナル大学のことでありますが、日本では公立大学がその役割を果たしているのではないかと考えます。現在、日本には36の公立大学がありますが、約半分は単科大学です。しかし、総合大学も数校ありまして、それらの大学を含めて約半数は大学には博士課程が設置されており、厳格な論文審査の上、学位を授与しています。なお、公立大学の設置者は地方自治体で、各大学はそれぞれ設置者が異なりますので、財政的なことは個々の大学により相違します。
- ◎ 我が国の国立大学は、第2次大戦以前からある大学は20校程度で、大部分の大学は昭和24年に新制大学として発足し、その後、順次大学数も増加し、現在の96大学となりました。新制大学発足当

初、医学系の学部は博士課程が設置されましたが、それ以外の学部はほとんど大学院の設置はありませんでした。しかしその後、新制大学は長年にわたり大学院設置を目指し、人的・物的な充実向上に努力した結果、特に自然科学系の学部はほとんどすべての大学が大学院修士課程設置を実現し、また数年前よりは博士課程未設置のところにも旧制大学院方式・総合大学院方式・連合大学院方式等の形で、少しずつ博士課程の設置が認められるに至りました。今後、大学院未設置の大学も更に努力すると思しますので、その数も増加すると考えます。

- 我が国は6つの総合大学及び工科系・医科系の単科大学を合わせて、11の国立大学がありますが、これらの国立大学とリージョナル大学は役割の上で明確に区別されています。即ち、現在、リージョナル大学は20校ほどありますが、すべて学部教育のみを実施する機関と規定されています。先程も説明した通り、リージョナル大学はPh. Dの課程設置に努力していますが、上記のような制限のある他、政府は既に研究中の学問分野の大学設置は認めないという方針でもあり、設置が困難な状況にあります。これは、我が国の高等教育の現在抱えている問題の一つであります。
- ◎ リージョナル大学は経済的な問題を含め何か劣等感のようなものを持っているか、あるいはむしろ、社会の中での自分達の役割・使命を自覚し、それを誇りに思っているか、その点についてお考えをお伺いしたい。
- リージョナル大学は地域の経済や文化の振興に大きく貢献しており、その役割等に誇りを持っていると同時に少しは劣等感も持っていて、それがPh. Dの課程を設置し、他の国立大学と同等になりたいということに現れているのではないかと考えます。個人的にはリージョナル大学の質的向上を図る意味で、Ph. Dの課程を設置し、学位授与権を与えるべきだと思っています。
- ◎ リージョナル大学の卒業生の内、大学院進学希望者がいると思いますが、どの程度国立大学に入学しているかお伺いしたい。
- 現在、我が国の教育界では国立大学とリージョナル大学の協力体制が論議されています。政府が考えている方法には二つあり、一つは小さなリージョナル大学を統合して1つの大学にする、もう一つは両者の協力関係を強化する、即ち教官の所属は国立大学とするが実際は週の大半はリージョナル大学で教鞭をとるという方法です。確かにリージョナル大学の卒業生を国立大学が大学院生として受け入れる方法は資金の有効な活用法と思いますが、リージョナル大学側にすれば頼るよりも独自の方法を探りたいということで、余り歓迎されていないようです。その他、地域の政策の違いとか、地域の感情、また研究面での質の問題等もあり、非常に難しいことと思います。
- 日本の大学は教養課程教育があり、かなり多くの時間を費やしているようですが、我が国の学部教育には無く、この点は一番の違いだと思います。しかし、我が国でも現在、教養課程教育の導入を論議中で、特に技術系の方からは導入賛成の意見が出始めていますし、また学生からも高校卒業時までの一般教育では不十分で大学の学部教育への導入の必要性の意見が出ています。つきましては、貴国では教養課程教育について、学生、特に技術系・医科系の学生が教養課程をどのように受け止めているのか、次に、特に人文社会系の学生が学術的研究を始める際の刺激・契機となっているか、の二点についてのお考えをお伺いしたい。

◎ 教養課程教育は日本の大学でも非常に問題が多く、各大学とも様々な問題点を抱えております。私の大学でも長年にわたり絶えず論議していますが、一般教育重視論から不要論まで、二つの間には極端な幅があり、また一般教育は専門教育の基礎をなすものか、あるいは将来立派な社会人となるための教育を実施するものなのか、という点でも大変議論が分かれています。質問に対する個人的見解を述べますと、学生の反応は概して冷たいと思います。しかし、教育の立場からは学生の反応が冷たいからといって、なおざりにして良いとは考えません。物事を進めていく上で、基本的なことを勉強しておくこと、また幅広い教養を身につけることは必要で、例えば医学関係でも現在、倫理問題が起こっていますが、教養課程の時期に哲学等々をしっかりと学び、それを将来有効に活かしてくれれば大変嬉しいと思います。なお、同じキャンパスに様々な学問を専攻する学生がおり、相互に接触し合うことは、将来の共同研究や学際的研究を進めていく上で非常に役立つと考えています。

◎ 工科系の単科大学長ですが、私も一般教育の重要性を感じています。単科大学は教授会等の会議で一般教育と専門教育の担当教官と一緒に協議する機会が多いという特色があります。会議の席上、一般教育担当教官より専門教育担当教官の発想の狭さの指摘を受ける等、種々の点で刺激を受けることも多々ありますし、また両者の関係の密接化に伴い、例えば経営工学を経済学・社会学を担当する一般教育担当教官と情報科学を担当する教官の両者が協力して共同研究を実施する等、大学における研究教育面でも効果を生じております。次に、一般教育に対する学生の反応ですが、学生は専門教育の早期実施を希望し、必ずしも一般教育の意義を認めているとは思いませんが、例えば現代の社会・国際状況等、現代的なテーマを人文社会系の複数の教官がそれぞれ個性的な講義をし、学生がそれについて討議するという形で一般教育を実施しているものなどは、学生に物事を考えさせる習慣を身につけさせる等の効果があり、学生の評価も高く、毎年、多くの希望者があります。一般教育の一つの目的である人間形成は、長期的に見なければ効果が現れないもので、短期的視野で一般教育の必要性を論ずるのは妥当ではないと考えます。

◎ 国際交流基金は日本語及び日本文化の普及並びに国際文化交流のため種々の活動を行っているが、先般広島で開催された留学生についての会議で、貴国からの出席者は「世界でスウェーデン語を勉強してくれる者は少ない、我々は留学生に対し英語でも学習可能なシステムを設けており、特にスウェーデン語学習を強く求めている」との発言があった。ヨーロッパの一国として、50年後、100年後のスウェーデン文化がヨーロッパ文化の中でどのようなになるか、またスウェーデン文化の普及について、政策としてどのようなことを実施しているかお伺いしたい。

○ ヨーロッパでは、1992年を目途にECの市場統一と同時に教育の統一も図ろうではないかという試みが進行中です。これは、他のEC加盟国に1年間留学するというものだが、私は英・西独・仏等の学生がギリシャ、デンマーク等へ留学するのは非常に少数ではないかと思えます。結局はECでも英語が主要言語になると思えます。また、スウェーデン文化の普及ですが、我が国にはスウェーデン協会という国立機関があり、展覧会の開催等の国際交流プログラム、留学生への奨学金支給、また外国の大学への講師派遣プログラム等を実施し、その普及・振興に努めています。

- ◎ 留学生の日本語教育が不要ということではありませんが、日本でも既に一部ではそれほど強く日本語を求めているケースもあります。
- ◎ 現在日本は東南アジア諸国から多くの留学生を受入れています。日本語はスウェーデン語と同様にマイナーな言語で、特に漢字のために貴国の言葉以上に留学生には困難で、優秀な学生は英語圏の大学に進学を希望する者が多い。日本の文化・社会等、いわば日本学を専攻する学生は高度の日本語教育が必要と思うが、自然科学系の学生には日常会話・専門学術用語に重点を置いた日本語教育を行う等、理系と文系に別けて日本語教育を実施するのも一つの考え方であろう。
- ◎ 我が国では過去の歴史上、例えば富国強兵、政府の政策というか、国民的願望が何らかの形で大学教育に反映された時代、またそれが教育勅語等の形で、日本の一つの倫理・徳目として与えられた時代がありました。しかし、第2次大戦後は機会均等、あるいは自由競争等の理念の下に高等教育が実施されていますが、日本国民が大学に何を求めているか必ずしもコンセンサスがあるとは思えない状況にあり、むしろ目標を模索している状況にあると個人的には考えています。そこで、貴国における教育の状況について三点ほど伺いたい。第一に、貴国の文部省は理想の人間像を想定し、それを明文化し、かつ教育界にその実現を求めているであろうか。第二に、貴国の6つの国立大学では、それぞれ具体的に育成すべき人間像とか、到達すべき知識水準等の目標を設定し、その実現に向け努力しているであろうか。第三に、貴国の国民は大学教育に対し、こういった国民を育成してほしいといったような暗黙の合意があるのであるであろうか。
- 我が国の法律は、大学は社会に出て専門職に就けるための準備教育を行う、また人格の形成を重要な目的とする、と規定しています。また、我が国も高等教育の機会均等に重点を置いています。国民も国家の発展のために高等教育機関の果たすべき役割を重視しています。しかし、どのような人間を育成すべきかについては明確な合意はありません。ただ現在懸念されていることは、技術系・医学系の学生の視野の狭さ、心の狭さです。この点、日本はそれを取り除く教育が上手と私どもは考えますので、是非帰国後は日本のカリキュラム等を参考にして、改善に向け努力したいと思えます。
- ◎ 国民が大学の重要性を認めているのは、日本も同様です。しかし、大学外の多くの人々は、大学に、今日・明日の問題を中心に求めている、30年先、100年先の問題については政治家を含め社会の人は意外と無関心です。日本は明治以来約百年の間に急速に進歩しましたが、その間、大学では理工系の人材養成を数多く行って来ましたが、この方向は現在でも変わらず、また先程も申したように眼前の問題が主な課題となるため、私の大学でも少し理科系・技術系に比重がかかり過ぎているように思います。例えば、現在、1,500名の留学生が在籍していますが、技術面を学びに来る学生が多く、本当の意味で学問を学びに来る学生が少ないことを遺憾に思っています。私は日本の利益という観点から、技術偏重の傾向に危惧を抱くと共に、長期的展望の下での大学の教育研究の在り方の見直しの必要性を、政治家や文部省、また学生にも言うておりますが、なかなか理解が得られないのが実情です。
- 貴国の大学の研究設備は企業と比較し、高品質・高水準でないと聞いたが、その実情をお伺いし

たい。

- ◎ 日本は経済大国と言われているが、国立大学に配分される予算は少なく施設設備等も企業と較べ大変貧困です。例えば、企業の研究所では5年おきぐらいに工学機器を更新していますが、大学では20年、25年と使用せざるを得ない状況にあります。大学の研究室の貧困さについては、特に理科系の外国の研究者からしばしば指摘されています。このためもあってか、優秀な学生が大学に残らず、企業に就職するという現象が生じています。大学と企業との間には給与の差があることも確かですが、これは企業に就職する最大の理由ではなく、大学が研究条件の整った施設設備を用意すれば学生を引き止められると考えます。また、文科系の学部にあっても事情は同じで、予算が少ないため図書費等を切り詰めるという状況も生じています。
- ◎ 先程の話だが、日本における留学生教育は、文科系は別として、理科系は英語で用がすむ、という理解と解釈しますが、確かに日本対欧米という観点から見ますと話のとおりと思います。しかし、日本はアジアの一国として研究教育面で大変重要な役割を果たすべき地位にあり、また日本はすべての専門用語が日本語に翻訳されて全学問分野を日本語で学べる国でもあり、その意味では、人文社会科学は勿論、自然科学分野でも日本語での教育は重要だと思います。特に人文社会系の留学生は日本語の十分な勉強なしには日本文化の理解は困難と思います。
- 現在でも、世界の人々は2カ国語の言語が使えることが望ましいと思いますが、21世紀に向けて自然科学分野のみならず人文社会科学分野でも共同研究が一層盛んになることが予想されますので、バイリンガルであるということは非常に大切なことと思います。
- ◎ 最近聞いた話ですが、某大学の某学科では、大学院生のための留学生特別コースを開設しており、そこでは英語を準公用語として採用し、日本語の能力がなくとも学位取得が可能となっており、大変成功していると思っていたところ、そこの修了者は専門分野の学問はマスターして帰国するが、日本語・日本文化等は学んで帰りません。やはり日本に留学する以上、たとえ単位を増加してでも、日本語・日本文化等も身につけたうえで帰国させたいという要望があったとのことである。今後は、非常に困難なこととは思いますが、バイリンガル、バイカルチャーであることが求められる時代であると思います。
- ◎ 貴国では社会に出て就職している者を大学生として受入れる「リカレント教育」が制度として確立していると聞きますが、参考のために、社会人の受入れに際しての留意点及びどのような問題が生じるかについて、ご意見をお伺いしたい。
- 制度としては、社会人が1学期とか短期間大学に復帰するのと、3～4年という長い期間にわたり学生になる、という二つの方法があります。勿論、入学のため、またその教育を効果あるものにするには、基礎教育を十分に学んでおく等ある水準に達していることが必要です。特に理工系・医学系等、学問が日進月歩の分野では社会人はその準備に大変苦勞しているようです。また、全く生活が変わり厳しい学生生活に入ることになるので、種々困難な場合も多々あるようです。しかし、直接、高等学校から入学して来る学生は、同じクラスに経験豊富な社会人がいることは、色々と学ぶことも多いと思います。

- ◎ 貴国の大学院生及び学部卒業生も、外国の大学に相当数留学していると思いますが、留学先はどの国が多いかお聞きしたい。
- アメリカが多く、特に医学・自然科学関係はほとんどアメリカに留学しています。しかし最近では、少しずつ変化しており、地理的に近いヨーロッパ、またはアジアの人気も高まっています。例えば、我が国には中国語、韓国語、日本語の講座を設置していますが、定員の10数倍の志願者が殺到するという事態も生じており、従来とは異なり、学生の眼もアジアに向かっているという傾向も生じています。なお、これらの講座は言葉の他に、その国の歴史や社会事情等も教えています。
- ◎ 日本は終身雇用の社会で、本人の意思に反する辞任・異動はさせられません。したがって、大学として新分野の教官を希望しても、簡単に移し換えることが困難という悩みがあります。また先程も話に出ました教養課程の問題ですが、教養課程教育が開始されて約40年が経過しましたが、その初期は内容的にも未熟でしたが、最近では初期の教養課程教育を受けた者が教官となっているので、内容的にもかなり改善されていると考えます。このように、我が国では大学の内容を変えるのに時間がかかるという問題があり、私どもの悩みの一つとなっています。その辺の貴国の現状をお聞きしたい。
- 我が国の大学のシステムも日本と同様で終身雇用制です。これは強みであると同時に、その講座がいつも同じ教官に独占されるということでもあり、大学の弱みにもなる可能性を持っています。またカリキュラムは余程のことがない限り変わりませんが、私は大学のカリキュラムは日進月歩の学問研究の進歩に伴って変わるべきと考えます。

概ね以上のような意見交換があった後、インイエ・ヨンソン/ストックホルム大学長より次のような挨拶が述べられた。

この度は私ども一行をお招きいただきまして誠に有難うございました。科学は東西を繋ぐものであると同時に、人間に惨事をもたらすものでもあります。今後は、この大切な科学を守っていくためにも、あらゆる分野の先生や人々が協力し合ってゆくことが重要ではないかと思えます。今回は約1週間という短期間の訪日でしたが、皆様方より心暖まるお持てなしを受け、また親しくもなれたことを、心より感謝申し上げます。帰国後は今回の訪問での見聞や印象を色々な方にお伝えしたいと考えております。なお、本日は朝早くからの懇談会にもかかわらず、多くの方々にご出席いただき有益な意見交換ができ大変嬉しく思っています。

最後に、森会長より挨拶があり、以上をもって本日の懇談会を終了した。

事業報告

諸会議議事要録

理事會

日時 平成元年3月8日(水) 13:00~17:35
場所 東京ガーデンパレス羽衣の間
出席者 森会長
田中, 熊谷各副会長
伴, 東野, 石田, 前川, 吉田, 川井, 北條, 本陣, 早川, 丸井, 西島, 新野, 栗屋,
久保田, 木村, 高橋, 土山, 志賀各理事
松角(第3), 野村(第4)各常置委員会委員長
関(教員養成), 小林(学術情報), 久佐(教養課程)各特別委員会委員長
加納, 喜多各監事
(大学入試センター)有江所長, 田保橋副所長

森会長主宰のもとに開會。

〔議事〕

初めに, 会長から次のように挨拶があった。

本日は, 学年末ご多忙のところお集まりいただき, 厚くお礼申し上げます。本理事会は平成元年度の国大協予算(案)についてお諮りし, また, 本年6月には, 2年に一度の国大協の役員・委員の改選の時期となるので, 予め改選手続き等についてご審議願うほか, 各委員会からのご報告と協議及び会長の3月末退任に伴う4月以降の会長選出などをお願いしたい。

初めに, 前回理事会以降新たに第3常置委員会委員長に就任された熊本大学の松角学長をご紹介する。

なお, 委員会報告のため各特別委員会委員長にご出席いただき, また, 今年度共通第1次学力試験の実施状況などについてご説明いただくため, 後刻, 大学入試センターの有江所長にもご出席願うので, ご了承いただきたい。

欠席者は, 第5常置委員会委員長の長東京外国語大学長で, ご病気のためと伺っている。

ついで, 事務局より配付資料の説明があったのち, 議事に入った。

I 会務報告

会長より, これについては「資料4」にその概要が記されているが, ここではその要点をご報告することにしたい旨述べられ, 以下の事項について報告があった。

1. 建議及び要望書の提出について

(1) 去る11月の総会で承認になった「建議」については, 昨年12月9日, 森会長, 田中副会長, 川井理事及び平間事務局長が総理大臣官邸, 大蔵省, 文部省を訪れ, 総理大臣, 大蔵大臣, 文部大臣ほか関係担当官に提出し, その趣旨を説明した。

(2) 昨年12月初めに, 国立大学の入学科, 検定料の増額改定の動きが伝えられたので, 去る

11月の総会でご了承を得たとおり要望書「国立大学の学生納付金の改定について」を取りまとめ、12月20日、高橋第6常置委員会委員長及び平間事務局長が文部省及び大蔵省に赴き、同要望書を提出、関係担当官に慎重な配慮方を要望した。

(3) 本年1月中旬、平成元年度予算編成に際し、消費税の実施による歳出経費の増に伴うものとして授業料の増額改定が目論まれている旨伝えられたので、急速、要望書「国立大学の授業料について」を作成し、1月19日、田中副会長、高橋第6常置委員会委員長及び平間事務局長が同要望書を文部省に提出した。

2. 外国大学長の招致について

昭和63年度の外国大学長招致事業として、スウェーデン国大学長団を招くことになり、同国の3大学学長が昨年11月20日に来日され、筑波大学、高エネルギー物理学研究所、東京大学、早稲田大学、京都大学、日本学術振興会、文部省、東京医科歯科大学、東京工業大学を順次訪問視察し、11月28日帰国された。なお、同日、国大協主催の懇談会並びに懇親会を開催した。

3. 平成元年度予算編成に関する文部省との懇談会について

文部省からの申し入れにより、去る1月12日、森会長、田中、熊谷両副会長、野村第4常置委員会委員長、高橋第6常置委員会委員長、石田東北大学長、西島京都大学長の特別会計制度協議会構成員が文部省の高等教育局長、学術国際局長等から予算編成の概要について説明を聴き種々懇談した。

4. 平成元年度共通第1次学力試験の理科に係る得点修正措置について

大学入試センター所長から、平成元年度共通

第1次学力試験の理科における科目間に予期しない得点差があるので、物理と生物について得点修正したい旨協議があり、1月27日これを実施することにした。

5. 日教組との会談について

日教組大学部からの申し入れにより、去る3月1日、第4常置委員会の野村委員長及び喜多委員が大学部の石井副委員長ほか数名と会見し、技術職員問題について懇談した。

6. 国大協宛要望書について

前総会報告後、本協会宛提出された要望書等は、「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付したので、ご報告する。

II 協 議

1. 平成元年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

会長から、平成元年度国立大学協会歳入歳出予算(案)についてお諮りしたいと述べられた。

ついで、事務局長から「資料6」にもとづいて説明があり、原案どおり承認され、これを来る6月の総会に付議することとした。

2. 特別委員会委員の選任について

会長から、特別委員会の補充について学術情報特別委員会から「資料6」のとおり申請があったので、このとおり選任してよいかと諮られ、ついで同委員会小林委員長から選任理由について説明があり、異議なく承認された。

3. 役員・委員の改選手続(案)について

来る、6月総会において、役員・委員の改選が行われることになるので、その手続等について「資料8」と「資料9」によりご協議願いた

いと述べられた。

ついで、事務局から資料の説明があり、協議の結果、次のとおり決定した。

(1) 地区代表理事(世話人)の選出について

各地区の理事候補者の互選等を行うための地区代表理事(世話人)を下記のとおり選出した。

北海道・東北地区＝北海道大学

関東・甲信越地区＝群馬大学、一橋大学

中部地区＝名古屋大学

近畿地区＝大阪大学

中国・四国地区＝香川大学

九州地区＝九州大学

なお、理事候補者互選の結果は、5月1日(月)までに事務局に報告することとした。

(2) 所属希望委員会に関する各学長への照会について

これについては、各学長より3月31日(金)までにその希望を事務局に提出して貰うこととした。

(3) 常置委員会の教員委員の選任について

教員委員の選任要領について協議が行われたのち、会長より次のように提案があった。

各常置委員会の教員委員の選任については、①委員会の担当事項及び大学の種別等を考慮する、②特定の地区に偏らないようにする、③同一の大学の代表者委員と同一の委員会としない、という方針に基づき、従来は、現常置委員会委員長の推薦をうけて総会前の理事会において選任している。しかし、これでは教員委員の選任が、総会における大学代表者(学長)委員の選出に先立つため、③との関係で、大学代表者の希望が制約されることもありうるし、又、総会2日目に改選される新常置委員会委員長の意向も反映されない。そこでこの際、教員委員の選任については、総会で大学代表者の所属委

員会を決定し、各委員会毎に新委員長を互選したのち、その意向を伺ったうえ理事会で承認を得る、ということに手順を変えることにしては如何かお諮りしたい。

この会長提案は了承され、次の総会までにその手順等を整理することとした。

なお、教員委員の任期については、会則で「2年」とされている以外特に再任、不再任等の定めはなく、中には委嘱が相当長期にわたる方もいるので、その取扱いについても今後検討することとした。

4. 会長の選出について

このことについて、会長より次のように述べられた。

ただいまご審議いただいたように、来る6月総会において役員・委員の改選が行われることになっているが、それ以前の3月末をもって私が東京大学学長を任期満了により退任し、それに伴い国大協会長をも退任することになるので、6月に新会長が決定するまでの2カ月半ほどの残任期間の会長の選出を行わなければならない事情となった。そこで、その選出方法についてお諮りしたい。

以上のように述べられたのち、引続き会長から、最近における具体的な選出方法として次の3つの前例が紹介され、協議が行われた。

① 投票による選挙で副会長が会長に選出され、その副会長の後任についても選挙を行い決定した。

② 投票による選挙で副会長が会長に選出されたが、これに伴う副会長1名の欠員については、6月の役員改選まで補充しないこととした。

③ 2カ月半後に役員改選が行われる事情を

考慮し、それまでの間、会長は「代行」によることとし、前任副会長をこれに充てることとした。

その結果、次のように措置することが決定された。

次期会長の選任は6月総会時の新理事会で行うこととし、現会長の残任期間は会長代行を設けて会務の運営に当たることとする。会長代行には前任副会長である田中副会長（東京工業大学長）を充てることとする。

5. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からそれぞれ次のように述べられ、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（石田委員長）

予て、検討をすすめてきた、いわゆる“陽の当たらない”研究分野に関する問題について、このほど中間報告をまとめたので、これについてご報告申しあげる。

昭和63年6月14日開催の本委員会において、学術的価値の高い研究でありながら、国立大学において、いわば“陽の当たらない”研究分野について調査し、大学における基礎研究の重要性を視点に入れて、時代の要請や社会の進展に応じて大学が大学らしい発展を遂げ、国立大が活性化していく上での問題点を整理することとした。その後、全委員参加のもとに3班の検討作業部会を設け、それぞれ次の検討課題を分担して検討をすすめた。

第1班 基底に横たわる考え方（班長 西島委員）

第2班 科学・技術の進歩と大学における研究推進上の諸問題（班長 新野委員）

第3班 改善の具体策（班長 北條委員）

以上のように前置きして、現在までの検討結

果の概略について説明があった。

以上の報告について、会長から、大学審議会（大学教育部会（部会長、田中健蔵前九州大学長））では、目下、「大学の評価」の問題について論議が行われており、いずれこの問題に関し国大協にも意見が求められることになるものと思われるので、それに備えて第1常置委員会としてのお考えをまとめておいていただきたい旨述べられた。

(2) 第2常置委員会（丸井委員長）

①平成2年度入学者選抜に係る照会事項について

平成2年度入学者選抜に関する「申し合わせ事項」の(2)に関連して、二、三の大学から『学部として「分離分割方式」で実施したいが、その学部内で募集単位が少人数のため分割できない専攻等については、「分割なき分離」で実施できないか』という照会があったので、これの取扱いについて本委員会で協議するとともに熊谷入試改善特別委員会委員長とも相談のうえ昭和63年12月19日付両委員長の連名をもって各国立大学長に、次のような趣旨の連絡を行った。

「ご照会の件については、国大協として今後改めて検討していくべき問題ではあると考えるが、平成2年度入試については、学部内での「連続方式」と「分離分割方式」との併存も可能となっているので、「申し合わせ事項」の趣旨に沿って、同一学部内でも分割できる募集単位は「分離分割方式」で、分割できない募集単位は「連続方式」で実施されるようお願いしたい。」

②平成元年度共通第1次学力試験における理科の得点修正に伴う第2次試験出願に係る特別措置について

大学入試センターが平成元年度共通第1次学力試験において理科の得点(素点)の修正措置をとったことに伴い、修正措置を発表する以前に郵送により第2次試験の出願書類を提出済みの志願者に何らかの対応措置を講じる必要があると判断された。そこで、関係方面とも協議した結果、対象となる志願者について本人の申出を確認のうえ出願変更を認めることとし、取り敢えず、当該志願者に対する志望意思の確認および志望変更があった場合の対応、等の具体的措置について、急遽、1月29日付文書をもって各大学長宛ご依頼した。

④帰国子女特別選抜について

予て、国立大学における帰国子女特別選抜に関する改善策について検討をすすめてきた結果、これについては、現時点において出願資格、選抜の実施時期、出願回数等について各大学が足並を揃えて実施することは難しいと判断されたため、取り敢えず、本委員会の基本的な考え方をまとめ、これを参考資料として各大学に提示することとし、さらに今後一兩年をかけて慎重に検討することとした。

④平成2年度国立大学入学者選抜における大学入試センター試験の成績の各大学・学部での取り扱いについて

本委員会では、各大学が学生募集要項を作成する際の参考に資するため、例年「入学者選抜における留意事項」をまとめて各大学に送付しており、平成2年度も同様の措置をとる予定であるが、お問い合わせが多いので、取り敢えずその「留意事項」の一環として、平成2年度大学入試センター試験において、受験生が当該大学・学部が課す教科・科目を超えて受験している場合の、その成績の取り扱いを「募集要項」に明記していただくよう各大学へ連絡すること

とした。

⑤身体に障害のある志願者に対する配慮について

共通第1次学力試験においては、身体に障害を有する志願者は、志望する大学との間で受験の可否について事前に協議を行うことになっているが、平成2年度より実施される大学入試センター試験における事前協議の扱いに関し、全国高等学校長協会特殊学校部会から①出願は志望大学との協議とは関わりなくできるものとしてほしい、②志願者が特別措置を希望する場合、大学は適切に対処してほしい、また、大学が志願者の就学に疑義がある場合には、志願者またはその立場を代弁しうる関係者と面談するなどして、慎重に対応してほしい、③大学が志願者との協議について期限を設ける場合には12月14日以前にはしないしてほしい、旨書面をもって要望があった。このことについては、本委員会でも適切な対応を検討することにしたい。

⑥推薦入学における複数受験について

今年度実施された推薦入学において、推薦入学制度の趣旨に反する複数推薦受験があったことが、入学辞退を申し入れられた一方の大学からの連絡で明らかになった。これの対応について本委員会で協議した結果、昨年度も同様の事例があったことでもあり、この際、高校長協会に対し複数推薦の防止について善処方を要望することにしようかという意見があり、これを検討することにした。

以上の報告に対し、推薦入学は、大学・高校両者間の信頼関係で成り立っているので、これを破る複数推薦等については、個々にその事実を公表のうえ、当該大学が次年度以降の推薦を拒否する等の対応を考えてはいかかとの意見があった。

(3) 第3常置委員会(松角委員長)

①平成元年度の就職協定期日について

平成2年3月大学・高専卒業予定者に係る平成元年度就職協定については、去る2月17日に開催された就職協定協議会特別委員会において、配付資料の11にあるとおり「8月20日企業等の説明および個別訪問開始、10月1日採用内定開始」とする就職協定期日原案が了承され、これを受けて本日午前中開催された就職協定協議会世話人会において同案が了承された結果、平成元年度就職協定期日が最終的に決定した。また、これに先立って2月15日に開催された就職問題懇談会において、同じく資料11にある、求人申込みの受理、求人内容の提示等の求人求職事務に関する申合せが決定をみている。

以上ご報告するとともに、次に、ここに至るまでの経過および今後の問題点等について簡単に申し上げる。

従来、大学・高専卒業予定者の採用選考期日等に関する就職協定については、大学・高専側および企業側がそれぞれ別個に検討したうえ、申合せを行ってきたが、相互の意思疎通を図り協定の実効を上げるため、大学等関係団体と企業等関係団体とが同一テーブルに着いて就職協定について協議・決定・遵守していくこととし、昭和63年1月に「就職協定協議会」を設けるとともに、同協議会のもとに特別委員会を置いて具体的事項の検討を行う体制がつけられた。

この体制のもとで、企業側では昨年度、就職の内定拘束や協定違反を監視する、いわゆる“拘束110番”を設けて協定の遵守に努めた。その結果、一部の企業ではライジングがみられまだ問題はあつたものの、ある程度実績も上がってきたので、同協議会のもとで引き続き就職協定を存続させていくことで大学・高専側と企業

側の意見が一致し、これを踏まえて、平成元年度の就職協定期日が決められた。なお、平成元年度の就職協定期日は、昨年度の、8月20日企業等の説明開始、9月5日企業等個別訪問開始、10月15日採用内定開始とする3段階方式を簡素化し、企業等の説明開始と個別訪問開始の期日を一本化し、2段階方式に改めたものである。

なお、今後検討を要する問題として、業界研究会のあり方、理工系における就職、等が挙げられている。

②保健管理センターの問題について

昨年11月9日付をもって各大学宛に保健管理センターの改善と充実に関するアンケート調査を実施したところ、これまでに全大学より回答を頂戴した。目下集計中のため、まだご報告できる段階ではないが、来る6月総会には集計結果をまとめて報告することにした。ただ、注目すべき点としては、学生の自殺、事故死、退学、休学等が予想以上に大きな数となっており、全体の8割強の大学が精神衛生、心理相談等の対策の必要性について意見を寄せている。

(4) 第4常置委員会(野村委員長)

会長からの会務報告にあつたように、日教組大学部からの申入れにより、去る3月1日、喜多委員と私とで大学部の石井副委員長ほか数名と会見し、技術職員問題について種々意見交換を行った。

当日の会見は、これに先立って去る2月17日付土方日教組委員長名をもって会長宛に「技術職員に関する緊急の申入れ」が提出され、これを承けて行われたものである。

その日教組からの申入れの内容は、「各大学で技術職員の組織化が検討されつつあるが、大学間で技術職員問題についての理解が相違する

ため、組織化に対する取り組み方も大学間でバラツキがあるので、国大協として有効な対応措置を講じてほしい」というものであった。

これに対し、国大協としての対応には限界があるが、いずれにしても各大学における技術職員の組織化等の問題について現状認識が必要であるので、近々小委員会および本委員会を開催し、この問題について情報交換を行い、今後の方針を協議することにした。

(5) 第5常置委員会

委員長欠席。報告事項なし。

(6) 第6常置委員会（高橋委員長）

国立大学の授業料に関する要望書の提出の件については、会長の会務報告にあったとおりであるが、若干補足説明をいたしたい。

消費税の導入に当たって、授業料は課税の対象外とされたが、去る1月12日開催された平成元年度予算編成に関する国大協と文部省との懇談会の席上、文部省側から、国立大学の授業料について、本年4月からの消費税の実施による歳出経費の増加に伴ってその経費に見合う額を加算し、在学生も含めて増額改定する方向で検討が行われている旨の説明を受けた。

そこで、会長と協議のうえ、第6常置委員会では、急速に大学財政問題小委員会の専門委員に依頼して、授業料に関する要望書を作成し、1月19日文部省に同要望書を提出した。結果としては、授業料の増額改定そのものは避けられなかったが、文部当局の尽力によって在学生については増額改定が見送られることになった。

(7) 学術情報特別委員会（小林委員長）

昨3月7日開催の本委員会において、文部省

の緒方学術情報課長および学術情報センターの田中事業部長より、学術情報システムの整備に関する平成元年度予算案および学術情報センターの事業の状況について説明を受け、協議を行った。

その説明によると、①平成元年度の学術情報システム整備関係予算は対前年度比15%増で、他の大学関係予算比と比べても大きい伸び率となった、②各大学の図書館のコンピュータの整備、情報処理センターの整備は着実にすすんでいて、いずれも今後5年後を目処に整備が一旦完了する見通しである。③構築中の学術情報ネットワークについては、現在北は北大から南は鹿児島大まで光ファイバーによる幹線が結ばれているが、国内網形成事業として平成元年度は、中継局（ノード）が、新たに信州、金沢、愛媛、長崎、熊本各大学に設置される、ということである。

学術情報センターの事業の状況については、データベース事業およびネットワーク事業について詳細な説明があったが、そのうち、①データベース事業としては、平成元年度において東京大学および筑波大学の2大学にデータベースを作成する予算を組んでいること、②ネットワーク事業としては、学術情報センターが所有する、各種のデータベースを海外の研究者に提供するためのネットワークの海外延長化として、昭和63年度に学術情報センターとアメリカのNSFが接続されたが、平成元年度にはイギリスとの接続が予定されていること。また、電子メールサービスについても、アメリカのCSnetとメール通信が始まり、BITNET との間の交換も計画されているということである。

当日は、そのほか、国立43大学に設置されている情報処理センターに関し、その管理・運営

等の実状、問題点、等について、大矢横浜国立大学情報処理センター長より説明をきき、協議を行った。

本委員会では今後、学術情報について問題の絞り込みをしながらさらに検討をすすめていくことにしている。

(8) 教養課程に関する特別委員会

(久佐委員長)

昨年11月総会に本委員会が長期にわたって検討のうえ取りまとめた報告書「教養課程の改革」を提出公表した。それ以後本委員会を開催していないが、同報告書に関して二、三の大学からご意見をお寄せいただいているので、時機をみて委員会を開催し、それらのご意見に関して審議することにしたい。

(9) 医学教育に関する特別委員会

(前川委員長)

本委員会では検討課題として、国立大学医学部附属病院における卒後臨床研修の問題を取り上げることとし、昨年11月28日および今年2月6日の2回会議を開催し、種々協議した。

11月28日は、①臨床研修における大学病院のあり方、②大学病院の問題点、③大学病院以外の研修指定病院の問題点、④ストレート研修とローテーション研修の利害損失、等について協議を行った。

2月6日は、①臨床研修における大学病院の位置づけ、②臨床研修について定員の設定、等について協議した。

今回は、卒後臨床研修における大学病院の体制及び、臨床研修と大学院の問題を取り上げて検討する予定である。

(10) 教員養成制度特別委員会（関委員長）

本委員会では、今後の大学における「教員養成のあり方」の検討に当たって、各国立大学・学部を対象にアンケート調査を行うとともに、各都道府県および政令指定都市教育委員会にもアンケート調査と資料提供を依頼することとし、目下、調査の内容、方法等について小委員会で会議を重ねている。

昨年12月に教育職員免許法が改正され、さらに初任者研修制度も平成元年度から開始されることになっており、教員養成に関わる大学にとっては問題が少なくないので、詳細に調査をしたうえ今後の教員養成のあり方を検討していきたいと考えている。

(11) 大学院問題特別委員会（本陣委員長）

本委員会では、先に「旧制大学院の改善について」（昭和60年11月）、「国立大学大学院の現状と今後の在り方」（昭和61年6月）、および「国立大学大学院の現状と今後の在り方（その2）」（昭和62年6月）の各報告書を公表し、その後各大学に、これに対するご意見をお寄せいただくようお願いしていたが、これまでのところまだご意見をいただいている。しかし、最近、全国47大学工学部長会議および大学院生協議会から要望書の提出があり、また、昨年秋に開催された7大学の学長会議の討議に基づいた大学院問題に関する検討資料が近くまとまるということであるので、いずれ委員会を開催し、それらについて検討することにしたい。

(12) 入試改善特別委員会（熊谷委員長）

熊谷委員長から、前回理事会以後委員会を開催していないので、報告すべき事項はない旨述べられた。

6. 共通第1次学力試験および大学入試センター試験について

初めに、有江大学入試センター所長から、去る1月21日（土）および22日（日）の両日（その1週間後の追試験を含む。）に実施された共通第1次学力試験における各大学の協力を謝意が述べられたあと、この試験において理科の得点が科目間で大きな差異が生じたことに伴い、止むを得ず、得点修正措置をとったこと、これによって出願手続きの変更等について多大のご迷惑を掛けることになったこととお詫び申し上げる旨述べられた。

ついで、田保橋大学入試センター副所長から、平成元年度共通第1次学力試験の実施結果について、配付資料「平成元年度共通第1次学力試験の実施結果の概要」をもとに説明があったのち、引続き同副所長から、平成元年度共通第1次学力試験における理科の得点修正について、配付資料「平成元年度共通第1次学力試験における『理科』の得点修正について」をもとに、試験問題の作成過程、科目間格差が生じた原因、得点修正措置を講じることにした理由、得点修正の方式、等について説明があった。さらに有江所長から、今後の対応として、より慎重な試験問題の作成、得点修正基準の作成の検討、等について説明があった。

次に、平成2年度大学入試センター試験の実施方法等に関し、田保橋副所長から、配付資料「平成2年度大学入試センター試験の実施について」をもとに、次の事項について詳細にわたり説明があった。

①実施方法、②実施に当たったの業務分担等、③試験場の設定、④出題教科・科目等、⑤受験案内の配布、⑥出願資格、⑦出願（受付、方法）、⑧受験票等の交付、⑨試験場の指定、

⑩試験実施期日等、⑪再試験の実施、⑫資料の発表、⑬成績の請求及び提供、⑭身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮、⑮検定料、等

7. 常置委員会および特別委員会の見直しについて

このことについて、会長より次のように述べられた。

国大協に置かれた各委員会は、それぞれその必要性なり目的があって設けられているわけであるが、中には長期にわたって全く活動を休止している委員会もあるようである。配付資料10は委員会のリストであるが、ご承知のように、常置委員会も特別委員会も委員会自体に時限が定められているわけではない。したがって、一定の期間を経過するごとに委員会の存続について確認をしていただくことが必要ではないかと考える。最近では、たとえば、学術情報特別委員会（旧図書館特別委員会）が状況変化に応じて従来の担当枠を拡大し、名称変更され、また、医学教育に関する特別委員会は一度は廃止することを考えたものの、やはりその必要性を再確認し、新しい課題に取り組んでおられる。しかし、科学技術行政特別委員会については、長期にわたって休会が続いている。このような状況の中で、本日、結論を出していただくわけではないが、それぞれ活動状況を点検していただくようお願いしたい。

8. 各大学の平成2年度における入学者選抜第2次試験の実施方式・日程について

会長より、予て会長名をもって各国立大学長宛照会していた「平成2年度における入学者選抜第2次試験の実施方式・日程について」につ

いて、各大学からの回答を3月6日現在でまとめた配付の「平成2年度国立大学第2次試験実施日程グループ表」(国大協まとめ)をもとに説明があり、さらに本年度の各大学の推薦入学の実施状況等について配付資料をもとに説明があった。

なお、「実施日程グループ表」については、一部未定大学から回答をまとめて最終的なまとめの表を作成のうえ各大学に送付することとする

とともに報道機関を通じて公表することとした。

以上をもって本日の議事を終わり、最後に、会長より、来る4月末日をもって任期満了で学長を退任される石田理事に対して謝辞が述べられるとともに、会長退任の挨拶があった。

以上をもって閉会した。

第2常置委員会

日時 平成元年2月10日(金) 13:30~16:10

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸井委員長

小林、福土、菅野、久佐、前川、吉田、内海、津田、本陣、潮木、出口、金築、浅田、迎、土山、早川各委員

松井専門委員

(大学入試センター) 有江所長、田保橋副所長

(文部省) 伊勢呂大学入試室長

丸井委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、過日実施された共通第1次学力試験において、理科の得点が科目間で大差を生じたことに伴い大学入試センターが得点の修正措置をとったことに関連して、国大協とし講じた緊急措置(平成元年1月29日付丸井第2常置委員長名発信「第2次試験願書受付時における特別点検等の実施について(通知)」、平成元年1月31日付森会長名発信『平成元年度共通第1次学力試験「理科」の得点(素点)の修正ならびに関連措置について(通知)』)についての経緯が報告された。

ついで、有江大学入試センター所長より、大学入試センターとして緊急に理科の得点を修正する措置をとった理由、およびその後の対外的対応等について詳細にわたり報告説明があり、さらに配付資料「平成元年度共通第1次学力試

験平均点等一覧」および『「理科」の得点修正の結果』について説明があった。

以上の説明および報告について若干意見の交換が行われたのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 平成2年度大学入試センター試験の実施について

このことについて、田保橋大学入試センター副所長から、平成2年度大学入学者選抜から実施される大学入試センター試験について、文部省の「平成2年度大学入試センター試験実施大綱」(昭和63年10月12日付高等教育局長通知)等にもとづき、その実施方法等についての原案を作成したので、これについて本委員会のご意見をうかがいたい旨前置きして、配付資料「平成2年度大学入試センター試験の実施について

(案)」をもとに以下の各事項について説明があった。

①実施方法、②実施に当たっての業務分担等、③試験場の設定等、④出題教科・科目等、⑤受験案内の配付、⑥出願資格、⑦出願、⑧受験票等の交付、⑨試験場の指定、⑩試験実施期日等、⑪再試験の実施、⑫資料の発表、⑬成績の請求及び提供、⑭身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮、⑮その他。

なお、実施にあたっての業務分担に関し、追試験の試験場、重度の身体障害者の受験、連絡会議（各都道府県ごとに各大学間の連絡・調整等に当たる）の世話大学、等については国立大学において引受けて貰いたい旨協力方の要請があった。

以上の説明について若干質疑応答があったのち、同じく田保橋副所長から、大学入試センター試験の試行テストに関し、実施結果の概要および試行テストの実施に関する各大学からの主な意見について説明があり、さらに、平成元年度共通第1次学力試験実施状況について、配付資料にもとづく説明があった。

2. 帰国子女特別選抜の取り扱いについて

このことについて、委員長より次のように述べられた。

予て小委員会において検討をすすめてきた帰国子女特別選抜の問題について、本日午前中開催した小委員会において検討のうえ配付の「帰国子女特別選抜の取り扱いについて(案)」を取りまとめたので、これについてご審議いただきたい。

ついで、同案について、松井専門委員より説

明があったのち、検討が行われた。

その結果、同案の考え方の骨子については基本的に了承したが、今の時点で特別選抜の実施時期、出願回数等について各大学の足並を揃えるのは難しいと判断されるため、取り敢えず、帰国子女特別選抜に関する本委員会の基本的な考え方を示した参考資料として、昭和62年2月に実施した帰国子女特別選抜に関する調査結果のまとめを付して、これを各大学に送付することとし、この件は、今後一兩年の間各大学の実施状況をみたくえ改めて検討することとした。なお、同資料については、指摘のあった出願資格に係る帰国後の高校編入学の扱いに関し、記述表現についてさらに検討を行って成案を得たくえ委員長名をもって各大学長宛送付することとした。

3. 平成2年度国立大学入学者選抜における大学入試センター試験の成績の各大学・学部での取扱いについて

このことについて、委員長より次のように述べられた。

前回委員会（昭和63年12月10日開催）において、各大学からの問合せにもとづき、大学入試センター試験について、受験生が当該大学・学部が課している教科・科目を超えて受験している場合の成績の取扱いについて協議した結果、①高い得点の教科乃至科目の成績の方を用いる、②当該大学・学部の定める規準において高得点の成績を用いる、等を各大学・学部の募集要項に明記する方向で検討することとした。その協議結果を踏まえて、本日午前中開催した小委員会において検討のうえ配付の「平成2年度の国立大学入学者選抜における大学入試センター試験の成績の各大学・学部での取扱いについ

て(連絡)」(案)を作成したので、これについてご審議いただきたい。

ついで、松井専門委員より、配付資料について説明があり、審議が行われた。

その結果、同案については、大学入試センターと調整を要する問題点もあるため、大学入試センターと協議のうえ改めて検討することとし、継続審議とすることとした。

4. 推薦入学における複数受験について

このことについて、委員長より次のように述べられ、了承された。

推薦入学制度は、入学者選抜方法の多様化の一環として多くの国立大学で実施されていることは好ましいことであるが、時に本来の趣旨に反する複数推薦等の事例がみられないこともないではない。今年度の推薦入学においても、二大学に合格し、一方の大学を入学辞退していた者がいたことが分かった。午前中開催の小委員会において、これの対応について協議したところ、複数大学の推薦等についての善処方を高校長協会に申し入れることにしてはどうかという意見となった。これについてご異議がなければ、次回委員会において具体的に検討することとしたい。

5. 身体に障害のある志願者に対する配慮について

このことについて、委員長より次のように述べられ、了承された。

共通第1次学力試験においては、身体に障害を有する志願者は、その志望大学との間で受験の可否について事前に協議することになっているが、平成2年度より実施される大学入試センター試験における事前協議の扱いに関し、本日、全国高等学校長協会特殊学校部会山賀理事長名で文書をもって、①大学入試センター試験の出願は志望大学との協議とは関わりなくできるものとしてほしい、②志願者が特別措置を希望する場合、大学は適切に対処してほしい、また、大学が志願者の就学に疑義がある場合には、志願者またはその立場を代弁しうる関係者と面談するなどして、慎重に対応してほしい、③大学が志願者との協議について期限を設ける場合には、12月14日以前にはしないほしい、旨要望があった。

第2常置委員会として、要望書の趣旨に沿って、身体に障害のある受験生に対して慎重な配慮をしていただけるよう、各大学に協力方を要請することにしたい。

以上をもって、本日の会議を終了した。

第2常置委員会

日時 平成元年4月13日(木) 14:30~17:15

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸井委員長

小林, 福士, 菅野, 久佐, 前川, 吉田, 内海, 津田, 本陣, 潮木, 佐野, 出口,

金築, 浅田, 迎, 土山, 早川各委員

松井, 金子, 猪岡各専門委員

(大学入試センター) 有江所長, 田保橋副所長, 清水研究開発部長

(文部省) 伊勢呂大学入試室長

丸井委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 平成元年度共通第1次学力試験の実施結果等について

初めに委員長より, 平成元年度共通第1次学力試験の実施結果, およびこれに関連して, 平成元年度共通第1次学力試験における理科の得点修正措置等について大学入試センターから説明いただくことにしたい旨述べられた。

ついで, 田保橋副所長より, 平成元年度共通第1次学力試験の実施結果について, 配付資料「平成元年度共通第1次学力試験実施結果の概要」をもとに説明があったのち, 「理科」の得点修正について, 引続き同副所長から, 配付資料「平成元年度共通第1次学力試験における『理科』の得点修正について」をもとに, 「理科」の得点が科目間で大きな差異が生じた原因, 大学入試センターとして修正措置をとった理由, 今後の対応(試験問題作成にあたっての配慮, 得点修正基準の作成)等について説明があり, また, 清水研究開発部長から, 得点修正措置における「修正方法」等について説明があった。

2. 平成2年度大学入試センター試験について

このことについて, 大学入試センターの田保

橋副所長より次のような報告があった。

去る3月3日開催された大学入試センター試験協議会において, 前回本委員会(2月10日開催)でご了承をいただいた平成2年度大学入試センター試験の実施方法等についての原案(「平成2年度大学入試センター試験の実施について」)が審議承認された。これを承けて大学入試センターでは, 5月下旬頃を目途に「実施要項」を決定公表することになっている。

3. 平成3年度大学入試センター試験の実施期日について

このことについて, 委員長より次のように述べられた。

平成3年度大学入試センター試験の実施期日については, 最終的には大学入試センター試験協議会で決定されることであるが, これについて大学入試センターから, 国立大学としての意向が求められているので, お諮りしたい。

ご承知のとおり, 平成2年度の大学入試センター試験は, 平成2年1月13日(土)および14日(日)の両日に実施されることになっているが, これは, 高等学校側からの要望のほか, 追(再)試験日の確保, 私立大学への成績提供, 等を勘案した結果によるものである。この経緯からみて, 格別変更を要するような問題がないようであれば, 平成3年度の試験期日について

は、平成2年度の方針を踏襲し、平成3年1月12日（土）および13日（日）の両日を充てることにしては如何であろうか。ご異議がなければ、この旨理事会に諮ったうえ先方に伝えることにいたしたい。

この委員長提案は、異議なく了承された。

4. 国立大学における帰国子女特別選抜について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

前回委員会（2月10日開催）の検討結果を踏まえ、昨日開催した小委員会において、帰国子女特別選抜のあり方に関する原案の取りまとめを行うとともに参考資料を作成したので、これについて最終的にご審議いただきたい。

ついで、松井専門委員より、配付資料「国立大学における『帰国子女特別選抜』のあり方について（案）」および「『帰国子女特別選抜』に関連する基本資料」等について説明があったのち、審議が行われた。

その結果、これを了承し、各大学における帰国子女特別選抜の取扱いの参考に供するため、委員長名をもって各国立大学長宛に送付することとした。

5. 身体に障害を有する志願者と各大学との協議について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

前回委員会（2月10日開催）において、高等学校関係者からの要望にもとづき、大学が身体に障害のある入学志願者の受験の可否等について志願者と協議を行う場合の取り扱い方について協議した結果、各大学に配慮方を要請するこ

とにしてはどうかということになったので、昨日開催した小委員会において具体的な取り扱い方について検討した。その結果、①大学が当該志願者と協議を行う場合、その協議期限はなるべく12月15日以降の日としてほしいこと、②協議期限等について「実施要項」、「募集要項」等に明記すること、を各大学に要請することとし、その記載例（案）を作成したので、これについてご意見を伺いたい。

ついで、配付資料をもとに協議が行われたが、引き続き次回検討することとした。

6. 推薦入学における複数受験への対応について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

前回委員会（2月10日開催）における協議結果にもとづき、推薦入学に関する高校長協会宛要望の原案を作成したので、これについてご審議いただきたい。

ついで、配付資料の原案をもとに審議が行われた。その結果、若干字句修正を加えてこれを了承し、来る理事会に諮ったうえ措置することとした。

7. 平成2年度大学入試センター試験の追試験の試験場の設定について

このことについて、委員長より次のように諮られた。

前回委員会において、大学入試センターより、平成2年度大学入試センター試験における追試験の試験場を東日本地区（東京）と西日本地区（近畿）に各1カ所ずつ設定したいが、当面は、共通第1次学力試験の経験を有する国立大学に分担して貰いたい旨口頭により依頼があ

った。さらに、このほど有江所長名で会長宛に書面をもって正式に、追試験の両地区における実施大学の選定も併せて、依頼があった。そこで、これの扱いについて田中会長代行とご相談したところ、①従来の経緯もあるので、国立大学において追試験の試験場を引受けることは止むを得ないのではないかと、②追試験の実施大学の選定については、東日本地区については東京地区各大学間で、西日本地区については近畿地区各大学間で、それぞれ協議のうえ決定していただくのが適当ではないか、ということで意見が一致したが、このとおりとしてよろしいか、お諮りする。

以上について異議なく了承された。

8. 「平成2年度の国立大学入学者選抜における大学入試センター試験の成績の各大学・学部での取り扱いについて(案)」について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

平成2年度国立大学入学者選抜における大学入試センター試験の成績の各大学・学部での取り扱いに関する原案について、前回委員会における指摘にもとづいてその後これに字句の修正を加え、配付のような修正案を作成したので、これについてご審議いただきたい。

ついで、松井専門委員より、配付資料「平成2年度の国立大学入学者選抜における大学入試センター試験の成績の各大学・学部での取り扱いについて(案)」について説明があったのち、協議が行われた。その結果、これを了承するとともに委員長名をもって各大学長宛送付することとした。

9. 「平成2年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」に係る協議事項について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

「平成2年度第2次試験実施上の申し合わせ」にもとづく第2次試験の実施期日等に関する特別措置について、本委員会宛に森東京大学長から書面をもって協議申し越しがあったほか、B日程で入試を実施する複数の大学からも検討方の要請があったので、お諮りしたい。なお、申し越しの件は、いずれも「実施要領・実施細目」とも関わるため、本日、本委員会に先立って開催された入試改善特別委員会においてこれに対するご意見を頂戴したので、それをご報告したうえでご意見を伺うことにしたい。

以上のように述べられたのち、引続き委員長および松井専門委員より、各大学からの協議内容、およびこれに対する入試改善特別委員会の意見について説明があり、これを踏まえて検討が行われた。

その結果は次のようである。

○ 平成2年度「後期日程」の第1段階選抜の結果発表について(東京大学)

(協議事項および協議理由)「後期日程」試験の2段階選抜に係る第1段階選抜の結果発表日(平成2年度入学者選抜についての「実施要領」は3月2日をその期限としている)を、前期日程試験第2次学力試験合格者発表日の平成2年3月10日とする、ことを認めてほしい。その理由は、後期日程試験の第1段階選抜を募集人員の約5倍で実施することになっているが、東京大学の前期・後期両日程の試験に併願し前期日程試験に合格した者については、その者が入学手続を完了したか否か

にかかわらず後期日程試験の受験資格を失うこととしており、その者を除外して第1段階選抜を実施するため、による。

これについては、当面、平成2年度については国立大学全体の入試業務の遂行に支障をきたすものではないので、当該大学の意向を尊重し了承することとする。ただし、受験票交付の方法等に当たって受験生に不都合が起きないように配慮してほしい旨回答することになった。

○ 「B日程」試験の合格発表期間の繰り上げ希望について

平成2年度の入学者選抜においては、「B日程」試験の合格発表は、「前期日程」大学・学

部の入学手続完了者を除いて発表することになっており、また、「前期日程」大学・学部に合格し入学手続をとったのち、他の国立大学へ入学手続をとることは認められていない。従って「前期日程」試験の入学手続完了者の資料提供が早まらない限り、この希望に添うことはむずかしい。

なお、大学入試センターからの資料提供前に、併願大学間で入学手続完了者の情報交換をファクスで行うことは、全大学の協力を得て制度化することが必要であり、現時点では実現困難である。

以上をもって本日の会議を終了した。

次回5月26日（金）13：30～16：00

医学教育に関する特別委員会

日時 平成元年2月6日(月) 13：30～16：00
場所 国立大学協会会議室
出席者 前川委員長
吉田，加納，川井，津田，高安，早野，佐野，松浦，井形各委員
堀，中川，柿本各専門委員
(文部省) 小林医学教育課長

前川委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から本日出席の小林文部省医学教育課長の紹介があった。

〔議事〕

1. 医学教育に関する動向について

小林医学教育課長から医学教育に関する前回以降の動向につき資料に基づき、次のような発言があった。

(1) 大学審議会から大学院制度の弾力化についての答申があった。医学・歯学関係はその他の大学院に比して異質であるので、大学教育部会における医学部・歯学部関係と併せて別

に審議されることになるであろう。

- (2) 全国医学部長・病院長会議の小委員会では、卒前臨床実習の実技教育の見直しを行っている。卒後臨床カリキュラムから卒前臨床実習へ移せるものを洗い出す作業を始めた。
- (3) 厚生省臨床研修改善専門委員会では泌尿器科学会理事長，耳鼻咽喉科学会理事長，日本医師会副会長，日本医師会臨床研修懇談会会長，東大病院研修医などから臨床研修に関するヒアリングを行った。
- (4) 日本医師会臨床研修懇談会が12月23日に開催された。
- (5) 日本歯科医師会が卒後臨床研修の制度化を

促進する運動を展開することとなった。最終的には医師の卒後臨床研修程度のもをを目指すようである。

(6) 国立大学病院長会議の医員制度問題小委員会が12月13日開催され、国立大学附属病院を対象として実施したアンケート調査の取りまとめを行った。結果はいずれ公表されることになる。

(7) 平成元年度の医学部、病院、医療短大関係の予算案の大綱が紹介された。その中で注目すべき事項として、医学部学外実習経費が認められたことがある。6年計画の初年度であり、保健所、企業などの労災病院、学校保健などの実習に対する経費である。また、医師の生涯教育用として研修登録医経費が新規計上された。初年度は317診療科に対してであり、3年計画である。1カ月4,000円を支払って、研修登録した医師が大学病院で研修できる制度で、当該診療科に月に4,000円が交付される。

以上の発言に対し、委員長から、(3)では医師が基本的に具備すべき知識と技能として患者の全身管理をする能力、救急患者に対する適切な対応能力などが一致して認められているが、これをどの様にして修得するかが討議されていることが追加された。卒後臨床研修の初期に内科系、外科系を含む多くの診療科をローテートする総合診療を提案する向きもある一方、それらがかつてのインターン制度の再現であって、卒直後から外科系、内科系に分かれて、基本的に具備すべき知識と技能を修得した上で専門分科することが提案されている旨報告された。また、(4)では卒後臨床研修におけるカリキュラム、ローテーション、関連病院と大学病院の相互乗入れ、研修の目標と評価、研修医の処遇、

学会認定医・専門医と卒後臨床研修の関係などが討議され、本年度内に中間報告を出す予定であることが追加された。(7)について若干の質疑応答があった。

2. 臨床研修における大学病院の位置付けについて

委員長から現在大学病院が臨床研修の中心となっていることが紹介された。その理由としては、これまで度々指摘されてきたことであるが、(1)指導医が揃っており十分な指導が受けられる、(2)学会認定医・専門医などと関係の深い後期臨床研修と良くセットされている、(3)将来の就職先がある程度保証されている、(4)研究に取り組むことが可能で学位取得につながる、などがあげられる。他方、研修指定病院では、(1)指導医が少なく、診療に追われて教育面が手薄である、(2)研究への配慮を欠く、(3)研修終了後の就職の世話をしない、ことなど不利な点がある。反面、大学病院では、(1)研究を教育より優先させる、(2)特定の分野の疾患に偏りがちである、(3)研修医の数に比して病床数や外来患者数が少ない、(4)診療科間に厚い壁があって他科との交流がスムーズでない、などの欠点もある。その対策として多くの診療科が関連病院を利用して研修を実施しているが、関連病院が診療科単位であり、臨床研修の充実には多くの問題点が未解決な状態で残されている。

上記の指摘には概ね賛成であるのみでなく、将来も大学病院が臨床研修の中心になるとの見解が多くの委員から発言された。その理由として上記に加うるに、(1)医療技術の進歩が著しく、市中病院でこれらに習熟することが困難である、(2)卒後2、3年間は教育者の担う役割が特に大きい時期であるが、市中の研修病院は診

療要員が主であり、教育パワーが著しく弱い、(3)市中病院が臨床研修に対し十分整備されていないので、教師の良心からそこでの研修をすすめることはできない、(4)大学病院の臨床系教員の意識改革が進むことは期待できない、ことなどが指摘された。

3. 大学病院を中心とする臨床研修で改善すべき点について

このことについて、各委員から次のような意見が述べられた。

カリキュラムを整備する。地域における包括的医療や全人的医療を学ぶには大学病院だけでは不可能であることを認識してカリキュラムを整備する。地域の中で医師を育てあげるという考え方を大学の臨床系教授が持つべきである。大学には危機感がない。教員の意識改革のみでなく、学部学生の教育体制をハーバード大学のニューパスウェイなどを参考にして変更する必要がある。大学病院が中心になるとしても、大学病院だけでは卒後の臨床研修は不十分であり、関連病院を含めて行う必要がある。この際、両者を含めたカリキュラムを作るべきである。関連病院と大学病院が病院群を形成し一定のカリキュラムに従って臨床研修の目標を達成できるようにする。この際、大学病院を中心として市中病院が系列化し、それらが縦社会を形成して互いに厚い壁を作らぬよう努力すべきである。大学病院が中心となって関連病院を育成し、一体となって卒後臨床研修を行うなどというが、既に大病院では、主体性は病院側にあり、関連大学という扱い方をしているという状況もあるので、両者の関係は様々である。米国のレジデント制度におけるマッチングプログラムのようなものを導入することも考えられるが、多くの

大学病院で初期研修の定員は明確でない一方、教育レベルが高くない臨床研修指定病院が少なくない現状を踏まえると、導入しても混乱を招くおそれがある。医学教育では先輩が後輩を教えるということが重要である。大学病院では教授、助教授、講師、助手、医員、研修医、学部学生がいて、互いに教育し、教育されることが重要であり、その体制を崩すことは良くない。大学病院は卒後臨床研修をやる上で重要な教育体制であるが、研修医が多すぎると学部学生の臨床実習を妨害するので良くない。関連病院にも類似の体制が欲しい。

4. 臨床研修医の定員について

このことについて、次のような意見交換があった。

診療科のマnpowerを維持、拡大するため、教育・研修能力を超える数の研修医を採用したがる傾向がある。病院群を構成する大学病院と関連病院を踏まえて決定すべきであろうが、定員が必要である。研修医が多すぎると卒前の臨床実習を圧迫する可能性がある。各専門領域に必要な医師数を調査し、これに整合した定員を考えるべきである。その種の調査は筑波大学紀伊国教授が実施している。研修医の受入れに関し、臨床系教授の考え方を变える必要がある。現在年間30人を定員としているが、これでは足りない。筑波大学ではジュニアレジデントの定員40人であったが、科学万博以降増加している。

5. その他

以下のような意見が出された。

- (1) 教授会で教育問題は冷たい扱いを受ける。教員人事に際し、教育面は評価されない傾向

がある。以上を改革しないと医学教育は改善されない。

- (2) 司法試験合格者は一定期間の研修を受ける点で、医師の養成と共通点があるが、違う点も少なくない。しかし、参考となる点もある。医師の卒後臨床研修は国立大学の附属病院のみでなく、公立、私立大学病院を通じて

の問題点であるので、それらを洗い出した上で、対応して欲しい。

- (3) 大学病院の若い教員には研究や診療で大きな負担がかかる。教育には老練の教員が主として当たることを考えてはどうか。

次回 平成元年5月8日 13:30~16:00

学術情報特別委員会

日時 平成元年3月7日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 小林委員長

藤川、渡辺、黒田、後藤、田中、太田(代理:大矢横浜国立大学情報処理センター長)、熊谷各委員

今村、倉橋各専門委員

井上(代理:田中学術情報センター事業部長)臨時専門委員
(文部省)緒方学術情報課長

小林委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、太田委員の代理として出席の大矢横浜国立大学情報処理センター長および井上臨時専門委員の代理として出席の田中学術情報センター事業部長、ならびに緒方文部省学術情報課長の紹介があった。

〔議事〕

1. 学術情報システムの整備計画について

(1) 平成元年度学術情報システムの整備について

緒方学術情報課長より、平成元年度の学術情報関係予算案について、配付資料に基づき大要次の説明があった。

1) 学術情報センター組織・機能の拡充

予算額としては、昨年の33%増額、定員は16人増となっている。国内学術情報ネットワークの拡張では、ノード大学を5大学増とし、明後年度には北見工業大学及び琉球大学まで伸す計

画で、この整備は一応完了する。データベースの作成では、電子学術論文データベース1件増を図っている。ネットワークの国際接続では、本年1月から米国国立科学財団、(NSF)と接続が完了しているのに加え、欧州関係として英国図書館とも接続を行うこととした。また、この回線を利用して電子メール・サービスを行う計画になっている。

2) 図書購入予算の増額

昨年度より4%の増で、うち特に外国雑誌購入予算の増額が大きい。

3) 国立大学図書館への専用電算機等の導入

専用電算機の導入を、現在の49大学から10大学増し、59大学とした。年次計画では毎年10~11大学を対象に導入を図っており、4~5年で全大学に設置されるものと思う。また、これと同時に高速ファクシミリ(G4)導入の大学を29大学増とし、大学図書館の複写サービスの向上を図った。

4) 情報処理センター等の整備

総合情報処理センターの整備として2大学を増す(情報処理センターから格上げ)。情報処理センターの整備では、新たに7大学を増す。

5) データベース作成の促進

14件の処2件を増し、16件とする。

6) キャンパス情報ネットワーク(LAN)の整備

校内LANとして平成元年度は京都大学(3-3)、北海道大学(3-1)、名古屋大学(3-1)の3大学の整備を図っている。

以上が平成元年度の予算(案)で、総体的にみて、昨年度より若干充実した内容となっている。

以上の説明について、国際電子メールの問題、全国大学図書館の電算化整備計画、情報処理センターの管理運営問題等について質疑応答があった。

(2) 学術情報センター事業状況について

田中学術情報センター事業部長より、センターの事業内容を大きく分けると「データベース事業」と「ネットワーク事業」の二つに分けられるとの前置きがあって、昭和63年度における学術情報センター事業状況について、資料に基づき次の事項の説明があった。

1) データベース事業

- 目録・所在情報形成事業
- データベース作成事業
- データベース提供事業

2) ネットワーク事業

- 国内網形成
- 海外接続

なお、同部長より、ネットワーク事業の内、国内網は最大限に活用していただくため各大学のコンピュータ、あるいは回線にかかる資源と

の接続の仕方については適切なアドバイスを行いたいと考えており、また、海外接続の米国NSFにおいては、専門職員の代行検索によって日本語情報を英語に翻訳して研究者に提供する仲介サービスが行われるなど、日本の情報の海外発信の役割も果している旨付言があった。

以上の説明ののち、学術雑誌総合目録のCD-ROM化の計画、日本科学技術情報センターとの関係、国際ファクスの将来に向けての検討等に関して、質疑応答、意見交換があった。

(3) 情報処理センターの現状について

大矢横浜国立大学情報処理センター長より、現在43大学が参加している国立大学情報処理センター協議会について、その設立の経緯、目的等を説明するとともに、最近の協議状況として次の事項の報告があった。

1) 政府調達問題

公開入札による手続等の問題点

2) 学情ネットワーク

大学への配送システムの整備、省庁間の交流

3) センターの管理・運営

定員の配置、大学間の人事交流

4) 情報処理教育の整備

ついで委員長より、以上の報告・説明に関連し又はそれ以外についてご意見があればお伺いしたい旨述べられ、大要次のような意見交換があった。

○ ネットワーク幹線に接続する回線料の問題については、120 km以内であれば年間200万円以内であり、各大学に負担願える額ではないかと思っている。

○ 情報処理関係の教官・職員の数に国公立大学を含め相当多数にのぼる。現状では研究

発表を行う場もなく、このままでは職場での士気に影響するので関係学会等に発表の場をつくり、研究・開発を業績として認め、人事交流にも役立てる必要があろう。

- 総合情報処理センター長会議では、従来から懸案となっていた教職員の研究発表について、合同研究発表会を年1回開催することが提案された。しかし、各大学とも出席者の旅費捻出に苦慮している。
- 小規模の学内LAN構築を希望している大学が多いので、構築についてのアドバイスをお願いしたい。
- 学内LAN構築については大学ごとに事情が異なるので、接続上の問題が多く、むずかしい面がある。
- 図書館職員に必要な知識能力は、①情報の所在の案内、②ユーザーの要求を解析した上での検索、③文献・資料の継承保存、であろうと思う。
- 大学図書館が今後どのような役割を果たすのかを考えた場合、ユーザーが求める情報を的確に与えるためのシステムはどうあるべきかについて、図書館としてのサービスの立場から検討しなければならない。その場合、図書館職員、コンピュータ関係職員、各専門分野の研究者との共同作業が必要となってくるのではないかと。末端の情報作成はそれぞれの専門分野の研究者の協力なしではできないが、その利用システムを検討するのが図書館

または情報処理関係の専門職員ではないかと思う。

- 大学内で図書館及び情報処理機関の間の風通しをよくして、総合的な運営がされなければいけないと思う。その手助けをするのが、この委員会の役目の一つではないか。
- 学内のOA化に伴い人員配置の見直しが必要と考えるが、OAで業務化量が増える面もあり、なかなかむずかしい問題である。
- 情報検索については、将来は専門的な知識をもたなくても検索可能にする必要があろう。つまり、情報ネットワークにはAI的な機能を導入し、特別な訓練を受けた人を介さなくても、情報を求めることができるようにしなくてはならないと思う。

概ね以上の意見交換があったのち、委員長より学術情報については多くの検討課題を抱えているので、小委員会を設け議題を絞って検討してみてもどうかとの提案があり、協議の結果、次回さらに検討することとした。

2. 委員の増員について

このことについて、委員長より次のように諮られ、提案どおり了承された。

国立大学情報処理センター協議会の代表を本委員会の委員として加えたいので、何卒ご了承を得たい。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日時 平成元年3月11日(土) 10:00~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 関委員長

石井(代理:坂口学生部長),小松,竹内,潮木,武田(代理:水谷教育学部長),
森,蜂須賀,金築,今堀,金谷,志賀,岡本各委員
山田,関口各専門委員

関委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より石井委員(北海道教育大学長)の代理として出席の坂口北海道教育大学学生部長並びに武田委員(三重大学長)の代理で出席した水谷三重大学教育学部長の紹介があった。

〔議事〕

1. 報告事項

初めに、委員長より前回の委員会以降の経過について、大要次のとおり報告があった。

- (1) 昨年の国立大学協会総会に報告したとおり、その後アンケート調査実施の線に沿って、今日まで小委員会を4回開きその調査内容を検討してきた。お手許に配付してあるアンケート調査(案)は、前回までのご意見を踏まえて作成したもので、調査対象を「一般大学・学部」「教育大学・学部」「教育委員会」としてある。
- (2) 教育職員免許法の改正案が、昨年12月21日国会で成立し、本年4月1日から施行となるのに伴い、施行規則に係る諸問題について文部省教育助成局職員課長から国大協の意見を聞きたい旨連絡があり、1月10日に意見聴取が行われた。さらに具体的内容について3月7日に2回目のヒアリングがあり、本委員会から小松、山田両専門委員に出席願ひ施行規則改正に関する意見を述べていただいた。

2. 調査の今後のすすめ方について

委員長より「国立大学協会会員大学に関するアンケート調査案」について、調査事項をまとめた山田専門委員から説明願ひたい旨要請があり、同専門委員より、アンケート調査案について、原案は、小委員会において検討を重ね作成に至ったもので、全学的に一括処理する総括表と一般大学の学部単位で回答を求めるものと、教員養成系大学・学部へ回答していただく3種類で構成されている旨の前置きがあって、次の各事項について説明があった。

- (1) 一般大学・学部における教員養成に関する調査
 - 1) 教職課程の課程認定と管理組織、教職課程の事務組織。
 - 2) 教職に関する専門教育の実施状況。教育原理、教育心理学、その他の教職専門諸科目の改善。教科教育法の改善。教科に関する専門科目の実施状況。高等学校職業科教員の養成。
 - 3) 教育実習の実施状況。教育実習生の精選及びオリエンテーション・事前指導等。教育実習の内容。教育実習の指導体制と大学の役割。教育実習の評価の改善等。教育実習の経費負担等。教育実習の位置づけ。附属学校の位置と役割。
 - 4) 情報科学・情報処理の教育等。

- 5) 国際化に対応した教育状況。
- 6) 一般学部の教員養成における教育学部の役割。教職課程センターの設置計画等。教育学研究を主とする教育学部のあり方。一般大学における教員養成の将来等。大学と教員採用。大学と教師の研修。初任者研究制度と大学における教員養成。
- 7) 新免許法の施行にともなう問題。課程認定制度とその基準。

そのほか、一般大学・学部に対する設問の回答について事務局で総括する表。

- (2) 教育大学・学部における教員養成に関する調査
 - 1) 課程の名称と入学定員・教官定員等。課程別卒業生実態。教育系大学・学部の大学院。
 - 2) 課程別カリキュラム・課程編成の特色等。教育原理，教育心理学等の実態と問題。教材研究，教科教育法等の実態と問題。小学校の教科専門教育等の実態と問題。中等学校の教科専門科目と専門諸科学の関係の問題。障害児教育専門教育の実態と問題。幼稚園教育専門教育の実態と問題。養護専門教育の実態と問題。高等学校職業科等教員の専門教育の実態と問題。
 - 3) 教育実習の実態。教育実習生の条件。教育実習のオリエンテーション・事前指導。教育実習の事後指導。教育実習における大学教官の役割。教育実習期間中の二重履修。教育実習の評価。教育実習経費の問題。教育実習の性格と大学の職責及び附属学校・附属施設との関係等。
 - 4) 情報化にともなう教育システム・教育内容の対応。附属学校における情報機器導入の実態。

- 5) 外国人学生，研修生の受け入れ状況。
- 6) 学部将来計画等，教育学部の将来。附属教育・研究施設及び附属学校の現状と将来。教育学部と現職教育の研修。教育系大学・学部における研究。
- 7) 新免許法の施行にともなう問題。教員資格認定試験制度，関係大学の評価等。課程認定制度とその基準。

引き続き、岡本委員より教育委員会宛のアンケート調査（案）について大要次のとおり説明があった。

教育委員会に対してはアンケートのほかに、教員採用関係及び初任者研修制度関係の各種資料の提供を依頼することとした。アンケートは6項目に亘って聞くこととしたが、教育委員会宛なので簡略化を心がけた。

（以下各項説明）

- 1) 教員の採用について
 - 2) 教員候補者の「教職資格」について
 - 3) 教員採用者の雇用形態について
 - 4) 特殊教育諸学校の教員の所有免許状の種類について
 - 5) 「初任者研修制度」について
 - 6) 大学の教育及び大学教員に対する期待
- 以上の説明があったのち、委員長よりこれまでのアンケート調査内容について、質問あるいはお気づきの点があれば承りたい旨述べられ、概ね次のような意見交換があった。
- 研修には教員になるための「大学」における教育実習のほか、「教員採用後の初任者研修」，「教員のある年限を経てからの現職研修」等があるが、教員の生涯学習については、教育委員会が独自に行うよりもそれぞれの大学で系統的な教育体制を確立して行う方

が実効があがると思われる。大学におけるこれらの対応について調査する方法はないか。

- 教育大学及び教育委員会宛のアンケート案にある程度含めたつもりである。研修と大学との関わりについての考え方を自由に記述して貰うことにしている。
 - 教員研修問題は、新しい段階を迎えて大学側が主体的にどう取組むのか、広義に亘る教員研修はどうあるべきか、新しい制度を長期的に、どのように定着させていけばよいのか、今後の重要な検討課題である。調査は各大学における新制度への対応をお尋ねすると同時に教育委員会側では現在どのように考えているのかを問うている。現状の調査としてはこの範囲でよいのではないかと思う。
 - 多項目にわたる調査を各大学へ依頼するのであるから、その趣旨・目的をもっと明確にし、教員養成への対応の検討に役立つ旨を付言してほしい。
 - 教育委員会への依頼についても、協力の得やすいように工夫してほしい。
- 以上のような意見交換ののち、潮木委員よ

り、学校教員統計調査を用いて本務教員の将来需要数を推計し、今後の教員養成の状況を予測するため、同調査票の使用申請を行っている旨報告があった。

ついで、委員長より、以上のアンケート調査（案）の実施について、了解が得られれば、さらに小委員会でご指摘のあったご意見を踏まえて細部にわたる詰めを行い、次回の委員会で成案を得たい。その後理事会の承認を経て、国大協総会に報告の上、各大学に依頼することにする旨述べられ、調査の実施を進めることが了承された。

3. その他

委員長より、前出の文部省ヒアリングについて、小松委員、山田専門委員に当日の意見聴取状況の説明方の要請があり、同委員、専門委員から当日の覚書に基づいて報告が行われ、意見交換が行われた。

今回の委員会は5月18日（土）に開催することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

（第68回）入試改善特別委員会

日 時 平成元年4月13日（木） 10:30~14:00

場 所 学士会分館（本郷）6号室

出席者 熊谷委員長

伴、前川、天野、田中、川井、丸井、永田、松井、元木、新野、細川、高橋（克）、高橋（良）各委員

（大学入試センター）有江所長、田保橋副所長、清水研究開発部長

（文部省）伊勢呂大学入試室長

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、オブザーバーとして出席の大学入試センターの有江所長、田保橋副所長及び清水研究開発部長並びに文部省の伊勢呂大学入試室長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 報告事項

初めに委員長からの要請で、大学入試センターの田保橋副所長から、去る3月3日開催され

た大学入試センター試験協議会（第2回）の協議状況（平成2年度大学入試センター試験の①実施要領の骨子，②試験場の設定，③成績提供，④利用大学との取り決め，等）について配付資料に基づいて説明があった。

関連して委員長から，大学入試センター試験協議会の国立大学関係構成員のうち，東京大学の森学長が本年3月31日をもって退任され欠員が生じたので，有馬東京大学長をその後任に充てる予定とされている旨報告があった。

2. 「平成2年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」に係る問題について

このことについて，委員長から次のように述べられた。

「平成2年度第2次試験の実施期日等に関し，止むを得ない事情により特別措置を必要とする場合には，昨年11月総会で決定した「実施上の申し合わせ事項」の(8)に基づいて当該大学から第2常置委員会に協議を申し出ることになっている。これに関し，丸井第2常置委員会委員長から，これまでに2件の協議があったが，第2常置委員会としては，入試改善特別委員会の意見を参考のため伺いたい旨，要請があった。ついては，申し出のあった協議事項について説明いただいた上で各委員のご意見を頂戴し検討することとしたい。」

ついで，丸井委員（第2常置委員会委員長）から協議内容の説明があったのち，検討が行われた。その協議内容，及び本委員会の検討結果は次のとおりである。

- 協議のあった1件は，「後期日程試験の2段階選抜に係る第1段階選抜の結果発表日（平成2年度実施要領では3月2日までをそ

の期限としている。）を，当該大学の前期日程試験合格者発表予定日である3月10日としたい。」というものである。この件についての本委員会の検討結果は次のとおりである。

「申し合わせ事項」の(8)の取扱いについては，私立大学の入試との関係等も含めて，国立大学全体の入試実施に重大な支障を及ぼさない限り，個々の大学の要望をできるだけ尊重することが総会で了承されているので，その趣旨に沿って考えた場合，本件については，国立大学全体の入試実施に支障の生ずる恐れは見当たらないと思われる。ただし，第1段階選抜の結果発表日（3月10日）から当該大学の後期日程試験開始予定日（3月13日）までの期間が短いので，受験生への対応には十分な配慮が望ましい。

- 協議のあったもう1件は，「B日程試験の合格者発表日（平成2年度実施要領では3月19日から3月23日までをその期間としている。）を，大学入試センターからの前期日程試験入学手続完了者資料提供開始日（3月18日）以前としたい。」というものである。この件についての本委員会の検討結果は次のとおりである。

本件は，前期日程試験に合格し入学手続を行った者をB日程試験の合格者として発表する場合が生じることとなるので，「前期日程試験の入学手続完了者は「B日程」大学・学部への入学の意志がなく，その入学を辞退したものと取り扱い，それらの大学・学部の合格者とはしない。」ことを定めている。「平成2年度実施要領」の1の(d)に抵触する可能性がある。

3. 平成2年度大学入試センター試験と平成元年度共通第1次学力試験の実施結果について

大学入試センターの田保橋副所長から、平成2年度大学入試センター試験の実施について配付資料に基づいて説明があったのち、平成元年度共通第1次学力試験における「理科」の得点修正について、同副所長及び清水研究開発部長から、配付資料に基づいて、「理科」の得点が科目間で大きな差異が生じた原因、大学入試センターとして修正措置をとった理由及び経緯、並びに得点修正の方法等について説明があり、さらに有江所長から、今後の方針について説明があった。

以上の説明について、今後の得点修正基準の在り方、大学入試センター試験に対する国大協としての関わり方等について意見交換があった。

4. 平成3年度以降の入学選抜について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「平成3年度の入学選抜については、来る

6月総会において、少なくとも国大協としての基本方針は明らかにする必要があると考える。については、本委員会としての見解をまとめておきたいので、ご審議をお願いしたい。」

ついで、審議を行った結果、平成3年度の入学選抜については、基本的には平成2年度と同様の「連続方式・分離分割方式併存制」を継続することが望ましいということの本委員会の結論とし、6月総会に報告することとした。

なお、平成2年度第2次試験の実施に関して寄せられた『学部として「分離分割方式」で実施したいが、その学部内で募集単位が少人数のため分割できない専攻等については、「分割なき分離」で実施できないか』という照会事項については、昭和63年12月19日付け国大協総第120号文書で本委員会及び第2常置委員会の考え方が通知されているが、その中で「今後検討すべき問題ではあるが」とされていることから、改めて平成3年度の取扱いについて審議した結果、平成3年度入試についても「分割できない募集単位については連続方式で実施願いたい」とした上記文書の考え方を再確認し、これについても6月総会に報告することとした。

教養課程に関する特別委員会

日時 平成元年4月27日(木) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 久佐委員長

竹内, 川井, 上原, 丸井, 新野, 木村 (代理: 妻鳥香川大学学生部長), 粟屋,

高橋, 遠藤各委員

浅野, 堀, 坂井, 伊理, 重岡各専門委員

(文部省) 遠藤高等教育局企画官

久佐委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 木村委員の代理として出席の妻鳥香川大学学生部長並びに本日出席の文部省遠藤高等教育局企画官(大学審議会室長)の紹介があった。

[議事]

1. 大学審議会の審議状況について

委員長より, 先般, 大学審議会が開かれた際に文部大臣からいくつかの問題が提起され, その中には, 一般教育に関することも含まれていると伺っているので, 同会議担当の遠藤企画官からその状況についてご説明を伺いたい旨述べられた。

ついで, 遠藤企画官から概ね次のような説明があった。

大学審議会総会が3月14日に開かれ, その席上文部大臣から重点的に審議してほしい事項が述べられた。お手許に配付してあるのが, その要旨であり, 内容としては次の4点である。

1) 大学院の充実と改革に関して

① 大学院の教育研究活動についての評価を適切に行い, その結果に基づいて, 教育研究活動の活発な大学院を, 重点的に育成する必要がある。そのための具体的な方策の検討をお願いする。

② 専任教員, 専用の施設・設備等の整備・充実を進めるため, 大学院に専任の教員を

配置する場合における将来の大学院の組織の在り方について, それぞれの大学院の教育研究活動の理念, 教育研究分野の特性, 学部との関連にも留意しつつ検討願う。

2) 学部教育の充実と改革に関して

① 外国語教育, 保健体育教育を含めた一般教育の在り方については種々の議論があり, 従来から問題となっている。この際一般教育の履修義務及び一般教育と専門教育の区分を制度上廃止(これは実態的に廃止するのではなく, 設置基準上)する等思い切った改革を図り, 各大学がそれぞれの教育目的を実現する必要がある。これに伴い, 教養部等の学部への改組, 他学部との統合, 教員の専門分野に応じた関連学部への分属等, その転換を図ることも必要で, これらの検討をお願いする。

② 学部段階の教育に関連して, 生涯学習体系ということを念頭に置き, 短大, 高専修了者等, あるいは社会人の大学への編入学の機会を実質的に確保し, 推進するため, 大学の途中年次への編入学定員を大幅に設定できるよう, 具体的な方策の検討をお願いする。

③ 短大については, 今後における18歳人口の急減, 社会的・地域的ニーズの変化等を踏まえ, その将来の在り方について検討をお願いする。

3) 学位授与機関の創設に関して

生涯学習体系への移行、多様な高等教育機関の発展等の観点から、いわゆる単位累積加算制度の創設と大学並びに大学院と実質的に同程度の教育研究が行われている高等教育機関、つまり海上保安大学校等の修了者に対し、学士の称号の付与、学位の授与を行い得るようになる必要があると考え、英国のCNAAのような大学と同様の権限を有する学位授与機関を我が国にも創設したいと考えている。その具体的な構想について、国際的な通用性にも配慮しつつ検討して頂く。

4) 大学入試制度の在り方について

大学入試の在り方は、高等教育のみならず、高等学校以下の教育全体に大きな影響を及ぼすもので、その意味において、常に最善の方途を見出すべく、不断の努力を傾注すべき重要な課題である。大学入試制度の在り方について、改善方策を中・長期的に検討願いたい。

なお、近く再開される中央教育審議会が、総合的な視点から高等教育に関わる問題を審議の対象とすることも予想されるので、具体的な審議が進められる中で、両審議会の間で十分に連絡をとり、調整に配慮したい旨付言された。

以上が大学審議会にて文部大臣が述べられた要旨であるが、一般教育の問題について言えば、全体的に見た場合、昨年11月本委員会でもまとめられた『教養課程の改革』の内容と同じ方向にあるものと思われる。一部の報道では、大学から一般教育を排除するがごとき記事も見受けられたが、そのようなことはない。一般教育の重要性を踏まえた上で、実施方法に問題があると

いう観点から、その問題意識に基づいて、大学設置基準の規制を緩和し、一般教育と専門教育の区分など制度上の見直しを含めて検討するということである。4年間の大学教育はどうあるべきか、各大学が自由に検討し自らの判断で若し転換を図るならばそれを尊重したいという流れになっている。

なお、学部関係のことについては、大学審議会内に大学教育部会が昨年9月に発足し、一般教育も含めた主として設置基準の面から重要事項を検討している。

以上の説明について、教養部の改組・転換等に対する文部省の考え方、中央教育審議会における高等教育関連の審議との関わり方、大学設置基準の大綱化により浮上する大学評価の問題、大学院設置に恵まれない文科系と教育研究活動の活発な大学院の重点育成の関係等について質疑応答並びに意見交換が行われた。

2. 『教養課程の改革』について

委員長より次のように述べられた。

昨年11月発表した報告書『教養課程の改革』に対して、その後一部の大学の学長及び保健体育関係者から保健体育に関する「第5章」に対して意見が寄せられ、また、全国大学体育連合からほぼ同様の別紙意見文書の提出があった。もともと本委員会の意図するところは、教養課程全体にわたっての問題提起であり、これを契機に大学の中で活発な議論が展開することを期待したにすぎない。従ってこの提言をもって全国立大学を規制するつもりは毛頭なく、またできることでもない。しかしながら、一部の関係者が「保健体育教育」の「健康科学教育」への名称変更の提案によって今後の保健体育の在り方に危惧の念を抱いたように思われる。

そこで、これらの意見に対して本委員会として何等かの対応を考えるかどうかご協議願いたい。

以上について審議の結果、取り敢えず専門委員会において対応等を検討することになった。

3. 専門委員の退任と補充について

委員長より、永く本委員会にご尽力を頂いた重岡専門委員（熊本大学教授）から公務の都合

で辞任したい旨お申出があったのでお認めすることにし、その後任については、本年3月末で定年退官された柘植（名古屋大学教授）、緒方（九州大学教授）両専門委員の後任とあわせて3名の補充を行いたい旨諮られ、了承された。

なお、候補者の人選については委員長に一任された。

以上をもって、本日の議事を終了した。

諸 会 合

平成元年1月～4月

- | | | |
|---------|-------|-----------------|
| 1. 7(土) | 13:30 | 第1常置委員会第2班会議 |
| 1. 9(月) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 1.12(木) | 14:00 | 文部省幹部との懇談会 |
| 1.27(金) | 10:30 | 第1常置委員会第3班会議 |
| 2. 6(月) | 13:30 | 医学教育に関する特別委員会 |
| 2.10(金) | 10:00 | 第2常置委員会小委員会 |
| | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 2.19(日) | 13:00 | 第1常置委員会班責任者会議 |
| 3. 3(金) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 3. 7(火) | 13:30 | 学術情報特別委員会 |
| 3. 8(水) | 13:00 | 理事会 |
| 3.11(土) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会 |
| 4.12(水) | 15:00 | 第2常置委員会小委員会 |
| 4.13(木) | 10:30 | 入試改善特別委員会 |
| | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 4.22(土) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 4.26(水) | 13:30 | 第4常置委員会小委員会 |
| 4.27(木) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会 |

予 算 ・ 決 算

昭和63年度国立大学協会歳入・歳出決算

平成元年6月7日理事会

平成元年6月第84回総会

科 目	予 算 額	流 用 額	予 算 現 額	決 算 額	差 引 額	摘 要
〔歳入の部〕	153,290,000		0153,290,000	154,676,286	1,386,286	
(1) 会 費	133,888,000		0133,888,000	133,998,000	110,000	96大学会費
(2) 預 金 利 子	800,000	0	800,000	847,038	47,038	銀行預金(定期、普通)利子
(3) 雑 収 入	1,102,000	0	1,102,000	2,331,244	1,229,244	「教養課程の改革」頒布収入等
(4) 前年度繰越金	17,500,000		017,500,000	17,500,004	4	
〔歳出の部〕	153,290,000		0153,290,000	128,874,436	24,415,564	
1. 事 業 費	74,000,000		074,000,000	60,293,160	13,706,840	
(1) 総 会 費	4,500,000	142,705	4,642,705	4,642,705	0	総会・事務連絡会議の会場費等
(2) 役 員 会 費	800,000	230,533	1,030,533	1,030,533	0	理事会・幹事会経費
(3) 委 員 会 費	3,500,000	△726,795	2,773,205	1,022,403	1,750,802	
(4) 会 報 発 行 費	3,800,000	0	3,800,000	2,859,645	940,355	国大協会報の印刷費等
(5) 調 査 研 究 費	4,000,000	0	4,000,000	3,744,477	255,523	会議資料印刷費等
(6) 会 議 旅 費	53,000,000	0	53,000,000	43,703,753	9,296,247	総会その他会議出席旅費
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	900,000	353,557	1,253,557	1,253,557	0	「教養課程の改革」の印刷費等
(8) 通 信 費	2,000,000	0	2,000,000	1,452,567	547,433	
(9) 国 際 交 流 費	1,500,000	0	1,500,000	583,520	916,480	訪日外国学長団関係旅費
2. 事 務 費	69,000,000	△34,243	69,434,243	68,581,276	852,967	
(1) 諸 給 与	54,800,000	192,389	54,992,389	54,992,389	0	事務局11人分の俸給、諸手当
(2) 備 品 費	100,000	105,440	205,440	205,440	0	
(3) 借 用 費	2,500,000	434,243	2,934,243	2,934,243	0	事務局土地建物借料
(4) 消 耗 品 費	700,000	△105,440	594,560	428,368	166,192	
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	2,600,000	0	2,600,000	2,249,430	350,570	職員の通勤費、事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	2,200,000	0	2,200,000	2,029,053	170,947	光熱水料その他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	3,500,000	△192,389	3,307,611	3,142,353	165,258	社会保険事業主負担金
(8) 退 職 給 与 引 当 金	2,600,000	0	2,600,000	2,600,000	0	
3. 予 備 費	10,290,000	△434,243	9,855,757		0	9,855,757
翌年度繰越額					25,801,850	

平成元年度国立大学協会歳入・歳出予算（案）

平成元年 3月 8日理事会

平成元年 6月 第84回総会

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
[歳入の部]	千円 169,500	千円 153,290	千円 16,210	
(1) 会 費	142,717	133,888	8,829	96大学会費
(2) 預 金 利 子	900	800	100	定期・普通預金利子
(3) 雑 収 入	83	1,102	△ 1,019	
(4) 前 年 度 繰 越 金	25,800	17,500	8,300	
[歳出の部]	169,500	153,290	16,210	
1. 事 業 費	71,800	74,000	△ 2,200	
(1) 総 会 費	4,600	4,500	100	総会・事務連絡会議各2回会場費その他諸経費
(2) 役 員 会 費	800	800	0	理事会・幹事会経費
(3) 委 員 会 費	2,000	3,500	△ 1,500	各委員会等の会場費その他諸経費
(4) 会 報 発 行 費	3,800	3,800	0	会報年4回発行 印刷製本・謝金・送料等
(5) 調 査 研 究 費	4,000	4,000	0	
(6) 会 議 旅 費	53,000	53,000	0	総会・理事会・その他 各委員会等会議出席旅費
(7) 図 書・資 料 頒 布 費	100	900	△ 800	
(8) 通 信 費	2,000	2,000	0	
(9) 国 際 交 流 費	1,500	1,500	0	訪日外国学長団関係経費
2. 事 務 費	71,100	69,000	2,100	
(1) 諸 給 与	55,600	54,800	800	職員11人分の俸給・諸手当
(2) 備 品 費	100	100	0	
(3) 借 用 料	3,500	2,500	1,000	事務局建物の借料
(4) 消 耗 品 費	700	700	0	
(5) 旅 費・交 通 費	2,700	2,600	100	職員通勤費・事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	2,200	2,200	0	光熱水料その他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	3,500	3,500	0	職員加入社会保険の事業主負担金
(8) 退 職 給 与 引 当 金	2,800	2,600	200	
3. 予 備 費	26,600	10,290	16,310	

資 料

平成元年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る 就職協定期日等について

平成2年3月卒業予定者に係る就職協定期日について、平成元年3月8日開催された就職協定協議会において別紙1のとおり決定された。

また、業界研究会の実施方法については、同協議会において別紙2のとおり決定されるとともに、求人求職事務については、平成元年2月15日開催された就職問題懇談会において別紙3のとおり決定された。

(別紙1)

平成元年度就職協定期日

平成元年3月8日
就職協定協議会

8月20日 企業等の説明および個別訪問開始

10月1日 採用内定開始

(別紙2)

業界研究会の実施方法について

平成元年4月11日
就職協定協議会特別委員会

業界研究会は、学生の適正な職業選択のために、各業界の情報を適切に提供することを目的とし、以下の方法により行う。

1. 具体的実施方法

- (1) 業界研究会は、各業界団体または各企業の協力のもとに、大学が自主的に、または業界団体等の要望に応じて、当該大学の責任において行う。なお、複数大学が合同で行うこともできるが、一定範囲の地域に数大学が存在する地域では、複数大学が合同で行うよう努力する。
- (2) 業界研究会の講師派遣については、個別企業の採用に繋がらないように、原則として、各業界団体の判断にもとづいた方法（ただし、業界団体に属していない企業および業界団体がない場合についてはこの限りではない）により、大学が各業界団体または各企業に直接依頼する。
- (3) 業界団体・企業は、大学の講師派遣依頼に対し、公正にかつ誠意をもって対応するが、つぎのような“やむをえない理由”がある場合は、断ることができる。

- ① 地理的および日程的に出席が不可能な場合
 - ② 特定の業界・企業に過度に講師派遣の依頼が集中した場合（たとえば、1企業あたり15校を超えた場合）
 - ③ その他、とくに業界または企業に講師を派遣しえない事情がある場合
- (4) 業界研究会は、各業界の現状と展望等について、パネル方式等により、1業界を異にする3名以上の講師が同席して行う。ただし、1業界団体に属する企業の業種が多様な場合には、複数の企業から講師を派遣することができる。
 - (5) 業界研究会への出席回数は、1大学(複数大学合同の場合、1合同研究会を1大学として扱う)につき、1業界(または1企業)が1回とする。
 - (6) 大学は、業界研究会に中堅・中小企業が参加できるよう十分配慮する。
 - (7) 業界研究会は公開とし、他大学の学生の参加を認める。
 - (8) 学生の出席者名簿の収集および提出は一切しない。
 - (9) 業界研究会の資料は、業界全体を説明するものに限るものとし、募集要項の入ったパンフレットの配布等採用に繋がる行為を禁止する。
 - (10) 大学は、業界研究会の実施内容(期日、場所、業界・企業名、講師名等)について、あらかじめ当該大学の所属団体事務局および就職協定協議会事務局(就職問題懇談会事務局・日本経営者団体連盟雇用教育部)に必ず書面で連絡する。
 - (11) 大学の就職担当者は、業界研究会を責任をもって取り仕切る。
(備考) 業界研究会が就職協定に悪い影響を及ぼすおそれがある場合は、1—(2)の講師派遣を中止する。
2. 実施期間
平成元年5月15日～6月30日
 3. 講師派遣依頼の締切日
原則として、5月10日(水)とする。

(別紙3)

平成2年3月卒業予定者に係る企業と大学・高等専門学校との間の 求人求職事務について

平成元年2月15日
就職問題懇談会

1. 求人申込みの受理
求人票、求人要項、次の事項を記載した印刷物の受け付けは、卒業前年の7月10日以降開始するものとする。
 - ① 採用予定人員
 - ② 採用予定者に係る初任給その他の労働条件
 - ③ 選考期日、選考場所、選考方法、応募書類等の採用方法
2. 求人内容の提示
上記1の資料を学生に対して提示するのは、卒業前年の8月1日以降とする。

理事及び監事総会互選要領等の一部改正について

昭和63年11月7日
理 事 会
昭和63年11月16日
第 83 回 総 会

総合研究大学院大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部を次のとおり改正する。

(理事及び監事総会互選要領の一部改正)

第1条 理事及び監事総会互選要領第1項に定める(別表)理事地区別定員表のうち、関東・甲信越地区の項、所属大学の欄中「信州」の次に「総合研究大学院大学」を加える。

(国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正)

第2条 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領第4項に定める各常置委員会委員定数表中「第3 15」を「第3 16」に、「計92」を「計 93」に改める。

(なお、この第2条の改正に関連して総合研究大学院大学の代表者は第3常置委員会の所属とする)

(国立大学協会会費の基準の一部改正について)

第3条 国立大学協会会費の基準第2号のただし書き中、「筑波大学の学群および専門学群」の次に「並びに大学院大学の研究科」を加える。

附 則

(施行期日)

この改正は昭和63年11月16日から施行し、昭和63年10月1日から適用する。

理 由

昭和63年10月1日総合研究大学院大学が創設され、創設の日をもって当協会に加入のため、これに伴い関係諸規則を改正する必要があるによる。

そ の 他

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
東 北 大 学	石田名香雄	大谷 茂盛
東 京 大 学	森 亘	有馬 朗人
東 京 農 工 大 学	喜多 勲	阪上 信次
上 越 育 大 学	辰野 千壽	松野 純孝
福 井 医 科 大 学	梶川欽一郎	鳥塚 莞爾
岐 阜 大 学	早野 三郎	加藤 晃
鳥 取 大 学	高木 篤	林 真二
広 島 大 学	沖原 豊	田中 隆莊

○ 会長の交代

(前 任)	(新 任)
森 亘	会長代行 田中 郁三

○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第 1 常置委員会	石田名香雄 (東北大学長)	新野幸次郎 (神戸大学長)
第 3 常置委員会	山田 舜 (福島大学長)	松角 康彦 (熊本大学長)

○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
学術情報特別委員会	—	林 英輔 (山梨国立大学教授)

○ 専門委員の委嘱

(委員会)	
第 6 常置委員会 } 一宮 正明 (東京医科歯科大学事務局長)	
特別会計制度協議会 }	
第 4 常置委員会 横澤 義雄 (東京大学庶務部長)	

国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度 研究・教育体制)
 - 第2 // (学科課程・入学試験等)
 - 第3 // (学生の厚生補導)
 - 第4 // (教職員の待遇改善)
 - 第5 // (大学間の協力)
 - 第6 // (大学財政・学費)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 学術情報特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会

編集後記

- * 東京では、走り梅雨を思わせるように何日か雨もよいの日が続きましたが、それも今は回復し、心地よい好天に恵まれています。それにしても6月の声を聞くと梅雨間近かを意識させられます。
- * 各大学におかれては、概算要求の編成等にご多忙のことと存じますが、当方も、恒例の春の総会を控えて目下その準備に追われています。
- * 本号の巻頭エッセーには、森滋賀大学長の「大学生活のあれこれ」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対して深く感謝申し上げます。
- * 今回は、各委員会議事要録のほか、国大協の「学長の国際交流」事業として、昨秋わが国にお招きしたスウェーデン国国立大学長の滞日記録等の報告を掲載いたしました。

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成元年6月10日 印刷
平成元年6月12日 発行 (非売品)

会 報 第124号

(第39巻第2号 通巻第124号)

編集兼
発行者

平 間 巖

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社